

議 事 日 程 （ 第 3 号 ）

平成22年12月10日（金曜日） 午前10時 開議（補正予算審査特別委員会）

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

- 議第 73号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）
- 議第 74号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第 75号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 議第 76号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第 77号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第3号に同じ）

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 13名

出席委員 12名

1番	筒	井	義	昭	君	2番	高	橋	久	一	君
3番	高	橋		透	君	4番	赤	塚	英	一	君
5番	阿	部	満	吉	君	6番	佐	藤	智	則	君
7番	高	橋	冠	治	君	8番	土	門	治	明	君
9番	三	浦	正	良	君	10番	堀		満	弥	君
12番	那	須	良	太	君	13番	伊	藤	マツ	子	君

欠席委員 1名

11番 阿 部 勝 夫 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	堀 田 堅 志 君
総 務 課 長	本 宮 茂 樹 君	企 画 課 長	村 井 仁 君
産 業 課 長	小 林 栄 一 君	地 域 生 活 課 長	伊 藤 孝 君
健 康 福 祉 課 長	東 海 林 和 夫 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	本 間 康 弘 君	教 育 委 員 長	佐 藤 多 嘉 子 君
		教 育 委 員 会	
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 課 長	菅 原 聡 君
		選 挙 管 理 委 員 会	
農 業 委 員 会 会 長	阿 部 一 彰 君	委 員 長	尾 形 克 君
代 表 監 査 委 員	高 橋 勤 一 君		

☆

出席した事務局職員

局 長 金 野 周 悦 次 長 今 野 信 雄 書 記 斎 藤 浩 一

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（土門治明君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（土門治明君） 12月8日の本会議において補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、11番、阿部勝夫委員が所用のため欠席、そのほか全員出席しております。なお、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第73号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）、議第74号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第75号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第76号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第77号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5件であります。

お諮りいたします。5議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門治明君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） おはようございます。それでは、私のほうから質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、18ページお願いしたいと思います。文化財保護費の中で13節の委託料の229万3,000円、事業調査委託料ですが、この内容についてお聞きいたします。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） この委託料につきましては、小山崎遺跡の調査にかかわる委託料でございます。それで、9月の末に小山崎の遺跡の調査指導委員会が開催をされまして、今後の小山崎の国指定の準備についてどういうふうな形で調査を進めていくか、あるいは報告書をまとめていくかということでの指導をいただいたところでございます。その際に、これまで16次の調査をしてきたということになりますけれども、それぞれその都度調査箇所を定めながら調査をしてきたという形にはなるわけですが、なかなかその有機的な関連、つまりそれぞれの部分では非常に貴重な発掘経過があったということではありますけれども、その全体像をどうまとめるかということが課題となるということでありまして、それをその調査報告書にどうまとめていくかというようなことが課題となっておりまして、それで、ではこれからそういう課題をどういうふうにして調査報告書にまとめていくかという作業の段階ということでのいろいろな指導でありますけれども、ことしについては既に発掘ということの時間的な余裕も含めてないということになりますし、さらに今後の時間的なことを考えれば調査資料の取りまとめのほうに十分に力を注ぐべきではないかというようなことでのご指導をいただいたところであります。そういうところから、当初計画をしておりました、ここの補正予算のほうにもお出しをしておりますけれども、発掘に関しての作業員賃金等々のところは落としまして、いわゆる報告書をまとめるための分析関係のところは十分、データ分析も含めて、していくべきであろうというふうなことでのご助言をいただいたところでございます。そういう意味で組み替えをいたしまして、重点を少し変えたということでこの委託料の額がふえているということになります。

それで、具体的な中身につきましては、例えばこれまで県立博物館でも調査をしたわけですが、その発掘資料の分析等々、例えば貝塚らしきものの資料もその発掘の中では出てきているというふうなことで、その部分の専門的な機関に分析をお願いをするということだったり、あるいは土壌の調査、いわゆるボーリング調査といいますか、そういう中で何点か調査箇所を決めて、少しばかりといいますか、広範囲の発掘ではないにしても、そういうピンポイント的な土壌調査も必要ではないかということだったり、あるいは県の発掘した文化財、発掘資料の作図というようなことも資料の中に含めていく必要があるのではないかというふうなことで、さまざまそういう専門機関に対するこれまでの資料の整理作業、あるいは分析作業をお願いする必要があるということで、ここに委託料の予算を計上をさせていただいたということでありまして、具体的には、県立博物館の資料の年代測定、これは今申し上げましたけれども、貝塚らしきものの調査、分析、それから県立博物館の石器資料の作図をするということ、それからボーリング調査等々でのピンポイント的な土壌調査というようなことでの分析委託をするというようなことでここに補正として計上させていただいたところであります。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） この遺跡の発掘調査、今説明いただいてわかりましたが、遺跡の発掘調査についてはもう最終段階というふうなことで認識してよろしいのでしょうか。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） 今取りまとめ、いわゆる概要報告書ということでの取りまとめをしておりますので、ほぼこれまでの調査実績を踏まえての報告書をつくるということになりますので、既に最終段階に今入っているということであります。ただ、この報告書の作成が、先ほど申しましたとおり、かなり専門的な分析が必要になってくる部分もございまして、この作業がなかなか大変であるということで時間の必要性和、それからそれを取りまとめする文書的な報告書の原稿書くという作業がこれまた非常に骨の折れる仕事でございまして、そこにはかなりの時間を要するということで考えております。ただ、その取りまとめ作業の中でどうしても関連を位置づける、ここの場所の発掘が必要だというような判断になりましたときは補足調査という形で、今年度ではありませんけれども、来年度にその調査を、必要とされるところを補足という形で調査する場合もございます。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） ぜひ頑張ってください、いい方向に向けて進めていただければなというふうにして思いますので、よろしくお願いいたします。

そこで、関連になって申しわけないのですが、杉沢から出土した縄文土偶、これは12月1日の広報にも掲載されておりますが、昭和28年7月に杉沢中山口で出土し、全国的に有名となった縄文土偶が里帰り。発見者の家族と対面しました。そして、奈良国立博物館収蔵の土偶が12月5日まで開催の山形県立博物館、「縄文のキセキ」展で展示されたと。そして、最後のほうに教育委員会では近い将来出土した杉沢A遺跡の試掘調査を行い、詳細を明らかにしていく予定ですというふうにして書かれておりましたが、実は私もこのお話を今議会でさせていただければなというふうにして思っていました。山形まで行くつもりでいたのですけれども、1度本物を見たいと思っていたのですが、なかなか行けない状態の中で、残念ながら見ることはできませんでしたが、せっかく山形まで持ってきたのならば、せめて酒田のあたりまでなぜ来ていただくことができなかったのかなというふうにして思いました。その辺の交渉は、されたのかされなかったのかお尋ねいたします。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） この展示につきましては、県立博物館が主導となって企画をして進めて展示をされたという経過になってございます。昨日の常任委員会の中でも同様のご意見をちょうだいしたところでございましたけれども、実際この土偶は奈良の国立博物館に保管をされているものでございまして、国の管理下にあるというようなことでのものでございます。そうした中で、県立博物館が展示について、県内での縄文の遺物についての展示を企画されたということで、その中に町のほうがその企画部分では実はかかわってこなかったという状況もありまして、情報提供、あるいは資料提供は一定こちらのほうからさせてもらった部分もあるわけですが、なかなかそこまでの一緒に事業展開までは行っていなかったということでございます。そういった中で、せっかくのものでありますから、こちらのほうでの展示ということも考えられることではありましたが、国の管理下のものでございます

し、こちらのほうの管理体制、セキュリティーの問題も実はなかなか十分なものがとれないという状況も一方ではありまして、こちらのほうの、里帰りというとあれですけども、そういう形での展示までは実現できなかったということでございます。

委員長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 関連して、貴重な縄文ビーナスの一角を担う杉沢の土偶であります。国立の奈良の博物館におさめられているということで、多分なかなかその存在さえも知らない町民の方も少ないのだと思いますが、実は大変今脚光を浴びていまして、県内からもあっちこっち、全国出ているわけですけども、奈良国立博物館の絵はがきみたいに訪問した方に、資料として出ている中に杉沢出土の土偶も入っているのですが、写真は立派で、来た方にプレゼントとか買ってもらうのですが、遊佐町の杉沢まで、山形県の遊佐町のユの字も入っていないのです。これはまずいということで、ぜひ入れてくださいというふうにお願いしました。現在あるものがこれ終わって、次また作成する段階ではぜひ山形県なり遊佐町、あるいは杉沢なりの名前も入れて発行したいと、そういうことでございましたので、これを機会にまた、特に山形で行った展示のポスターにももう大々的にも取り上げていただきましたし、小山崎遺跡の発掘のまとめとあわせて、やっぱりそういう意味でももっともっと発信、PRしていく必要があるのかなと。ただ、展示につきましては、これは例えば今の旧菅中のあそこにある資料でもなかなか、生涯学習センターではセキュリティーの問題とかありまして、展示できないという状況ですので、まして国の1級のものはおいそれと遊佐とか酒田ではなかなかできない。これ博物館という、そういう環境の中でなければ展示できないという現状もあるということも承知しておりましたので、そういうことで別の角度でPR、発信に努めていきたいと考えております。

委員長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 遊佐町出土の杉沢土偶、実は私もこれまで見たことございませんでした。山形まで休みに自分の車で霞城公園行ってきました。大変うれしかったのは、まず鳥海山の背景、ちょうど開畑から撮った写真でしょうか。開畑から撮った鳥海山がしっかりあって、杉沢の北部の集落が主に写っていました。そして、開畑の柿畑、今は柿畑なのでですけども、堀さんの土地の点々ありまして、点々でパネルがかなり大きい写真で飾られて、そこから出土したのだと。まさに県立博物館のメインの展示であったということ大変うれしく思いました。ただ、杉沢土偶、このぐらいですか、高さ。ちっちゃくて、このぐらいのものなのですかねという形で見たのですけれども、そればかりでなくて、舟形の縄文ビーナスと言われる女性の土偶も、そのほか何点かありました。それからもう一つ、遊佐町にとって非常にうれしかったのは、実は小山崎遺跡から出土のものが物すごく、点数としては一番多かったのです。そんな形で、「縄文のキセキ」展という形で山形の県立の博物館で、55年ぶりぐらいですか、里帰りという形の中での展示、まさに遊佐を発信する、特に雪に抱かれた鳥海山のふもとで出土したのですよということが地図で、写真でしっかりと示されていたということ大変うれしく拝見してきました。教育長おっしゃったようになかなかセキュリティーの問題で、実は「なんでも鑑定団」にあるとき何か土偶が出たという話を聞きました。億単位の文化財的価値があるのだという話ですので、セキュリティー上の関係でなかなか国が持っているものは、幾ら出土の土地とはいいいながら、展示、里帰りができないということ非常に残念ですけども、ここから2時間ちょっとで、ちょうど霞城公園の中で、非常

にうれしく私は対面させていただいて、そして遊佐の発信も大いに県立博物館でやっていただいたと思っておりますので、それを拝見してきたこととお伝えしたいと思います。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 1級のものだと言われている土偶ですが、セキュリティの関係などもあってなかなかこちらまで持ってくるというふうなことは不可能だというふうなことがありました。一定そういうものが大きいのではないかなというふうな思いもしておりました。ただ、多少残念だなというふうな感じもいたします。

それで、今結構こういった土偶に対しての、いわゆる観光的な面からですけれども、かなり興味を持ってくれているという人が全国的に広がっているというふうなお話もあります。それで、地域によっては土偶をメインにしたものでいろんなことをやり始めて、それがかなりいい評価をいただいているというふうなお話もあります。そういったことも含めて、観光は私所管になりますので、質問はできませんけれども、ぜひそういったことも絡めながら、やっぱり大変貴重なものがこちらから出ているのだというふうなことをPRしていただきたいなというふうにして思います。

それで、教育委員会では近い将来この出土した杉沢A遺跡の試掘調査を行いたいというふうなお話が、お話がというか、掲載しておりますので、これはどのような形で進めていこうというふうな考え方が、まだまとまってはいないとは思いますが、新年度あたりにそういうことを考えていくのか、それとも一定小山崎遺跡の関係が終了した時点でこちらのほうに手をつけていきたいというふうにして考えているのか、その辺お尋ねいたします。

委員長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 報道を通してそういう発信があったということ、私も新聞で見えておりましたけれども、何せ先ほど課長から説明ありましたとおり、国指定遺跡に向けて小山崎、これも報告して100%なるという確証はないわけでございまして、そちらのほうに予算面でも人的にも傾注するのが今最大のポイントになっておりまして、いずれそういったものを含めて小山崎、杉沢だけでなく、この鳥海山ろくはいろんな形で遺跡が出ておりますので、あるいは先ほどなかなか地元の貴重な財産があっても展示できない。小山崎の関連で、博物館まで行かなくても、そういう展示のスペース等、あるいは建物等が可能であれば、もちろんこれはそういう動きになりますとかなり、もう90%近い国の補助率というような中身もございまして、可能性があるのか、その辺も探りながら、まずは小山崎に傾注していきたいと。総体的にそういった必要が出てきた場合には、また年度を変えて今後のプランとして、腹案としては持っているという段階でございます。具体的に来年度、再来年度から予算を計上してどうというまだ段階ではございません。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 小山崎遺跡に現在のところは力を傾注しなければいけないというふうなこともあろうかと思えます。ぜひこちらのほうにも、ここには近い将来と書かれていますので、ぜひそういう方向性をつくり出していきたいなというふうにして思います。あの周辺からは、たしか相当な遺跡もいろいろ出ているやにお聞きをしておりますので、そういった全体像も含めてしていただければ、私たち杉沢地区民にとっても大変ありがたいことだなというふうにして思いますし、地元の皆さんは多

分こういうことが、いわゆる県立博物館で展示をされるということになったことについては、やはり近くありませんので、こちらから見れば地理的には近くはありませんけれども、改めてこの土偶に対する意識が、ここで発掘されたのだという意識がやっぱり強いと、当然強い思いを持っていると思いますし、さまざまな遺跡発掘も含めて調査をしていただいて、いろんな状況が、それこそロマンのようなお話であろうかと思いますが、いろいろと調査をしていただいて、そういった時代背景を少し想像できたらよろしいのではないかなというふうに思いますので、こういったものを大事にさせていただいて、ぜひ対応していただきたいなというふうにして思います。この項は終わります。

19ページに災害復旧費で林業施設災害復旧費、工事請負費が1,871万9,000円、林道復旧工事費ですが、これはどの辺のことを指しているのかお尋ねいたします。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） お答えします。

皆様のほうにきょう午前中、今機のほうに別紙という形で図面添付させていただいた分の中で資料が渡っていると思いますが、ごらんいただきたいと思います。番号順に振っておりまして、9月30日ですか、専決処分していただいた分と10月18日、臨時議会でしていただいた分のほかに、その後各集落の区長さん並びに関係者並びに議員の皆様から災害があったのだよということで稲刈り終わってからの分が大分出てきたという部分で今回補正をさせていただきました。

最初のほうに1番という形で棲坂農道法面ということで、棲坂の田んぼの法面が土砂に、土砂というか、水があふれてきまして、法面が崩壊したという形で修繕をしたいと。法面復旧でございます。

2番目が今お話ありましたように杉沢林道、9月30日の専決処分いただいた分の中で仮復旧させていただきましたが、それにつましていよいよ来年の稲の作付前に完成をさせるための本復旧的なもので、今回全面的に補修をしていきたいと。主に転作田になっている部分とか、それから農地という形で耕作していた部分に対して、砂利、その他土砂等が大分ありましたので、その搬出等も含めて改修をしたいというふうに思っております。

3番目のほうに杉沢熊野川右岸と、4番に熊野川左岸とありますけれども、これも大分法面が水路の水があふれてきたという部分で崩壊しておりましたので、それを復旧したいという形になります。

5番の開畑部分の中で、大樽川の水路という形で決壊しておりました。その分、主に中山町有林の山のほうから水があふれてきまして、水路が大分やられたということで決壊しております。その分の整備をしたいと。主にボックスカルバートとか、基礎的なものが壊れておりましたので、改修をしたいという形であります。

6番になっていますけれども、これにつましては平津のほうにお寺さんがあるわけですが、その上のほうに水路がありますが、それ林の中も通っていますけれども、その水路がはらんしまして、土砂等も流出し、お寺さんのほうの墓地周辺もそうですけれども、お寺さんの家屋に土砂、水が流れまして、床下浸水的なものあったという形で、私も現場見に行ってきましたけれども、ありましたので、その辺を改修し、山林の水路的なものを整備していきたいというふうに思っております。

7番目、ここにつましては下吉出の月光川水路の出口になっていますけれども、そこ農道的なものが大分決壊していると。つまり農道の部分が土どめが流出し、農道が壊れてきているという部分ありま

したので、それを修復する形で整備をしたいというふうに思っております。

8 番目に、これも杉沢関係なのですけれども、法面大分崩落しているので、改修をするという形です。

それから、9 番のこれが先ほど言った原材料的なもので80万円ほどお願いしていますけれども、これにつきましては土地改良の区域内の部分につきましては、土地改良のほうから人件費とバックホーの人件費が出ますが、そのほかの部分の改修につきましては、一応今までも出ていないという部分がありましたので、町のほうで原材料部分、赤土、くい、板等の原材料支給し、本人が改修をするという形の部分で今回のせさせていただきました。

10 番につきましては、一応杉沢林道の改修に向けた測量設計をしたいという形であります。

11 番目につきましては、棲坂、一番上のほうにあるわけですがけれども、これも雨水が水路にあふれまして、田んぼの法面が崩壊したという形で、今回その改修をしたいという部分で、改修部分につきましては9カ所、あと原材料と設計という形であります。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今いろいろ丁寧に説明していただきました。大半は杉沢地域で、多いわけです。それだけ杉沢地域はいわゆる豪雨による被害が起きやすい地域だなというふうにして受けとめております。

それで、今回この予算をつけていただきましたけれども、これが可決をされた場合に、された後に即現場の災害復旧の作業に取りかかるのであろうなというふうには思いますが、田んぼの法面等については特に早く進めていただかなければならないのではないかなと。できれば雪が降る前に対応していただいて、そして雪である程度地面を固めて安定化をさせてもらって、来年の農作業にというふうにして思いますので、その辺は田んぼのほうの法面は最優先にしなければならないのではないかなと思うのですが、その辺いかがですか。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 一応きょう審査いただきまして、補正がもし通ったとなれば早急に担当のほうでも一応業者と相談しながら回復に向けたというふうには思っております。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） ぜひ早急に対応していただきたいなというふうにして思います。

それで、大体これでほぼ全部ではないですよ。災害復旧にかかわるものは、まだこれからも続くのではないかなというふうにして思っているのですが、その辺これで最後なのかどうなのか、それとも改めて新年度予算につけるようなことも出てくるのかどうか、その辺お尋ねしたいと思います。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 現在補正予算申請した段階から最近1カ所か2カ所出てきた部分あるのですが、その部分につきましては、今回の補正の中である程度見積もり等をいただいている部分あるわけですが、その部分の中で、実際予算の中である程度予算が余った段階の部分については、その部分

で対応したいと思いますが、もし予算的に間に合わなければ農作業始まる前の段階で、申しわけないのですけども、新年度予算の中で対応できる部分ではやりたいというふうに思っております。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） そうすると、大体これでほぼ終了なのかなというふうにして受けとめました。それはそれでわかりました。それで、いわゆる杉沢林道の部分については、なかなか今後も、特にここは災害が多いところだろうなというふうにして思います。

それで、ちょっと気になるのは、冬期間に頑張って工事をしていただいて、雪解けにまた災害が起きないかなというふうな感じもしますけれども、その辺の心配はされていないのかどうなのか。多額のお金をつぎ込んでいただいて、4月以降またというふうなことも心配されるので、その辺ちょっと大丈夫かなというふうな感じもいたしますので、その辺お尋ねします。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 現場は、私のほうも確認しておりますけれども、一応伊藤委員のほうも見ていただいたという話を聞きますが、林道のわきの急斜面的なもので山地災害的に杉が倒れている部分が多数見受けられるわけですけども、それにつきましても一応来年の農作業ができるまでの間に全面改修したいというふうに思っております。ただし、今お話あったように冬期間の災害あるかどうかということは今のところははっきりわかりませんので、その段階で対応については考えたいというふうに思っております。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） ぜひ状況を見ながら対応していただきたいということしか言いようがないです。よく雪解けの春にもう物すごく大きな石が落ちてきて、あの林道が通れなくなったというふうな状況もありますので、今の状況を見ていますと、これ多分春には雪解けの時期にまた落ちるのではないかなというふうな感じのする場所もありますので、状況の判断をして対応していただきたいなというふうにして、よろしくお願いします。この項を終わります。

17ページのスクールバス購入費のことでお尋ねをしたいのですが、町債の中ではスクールバス整備事業債の1,080万円から中学校のスクールバスの購入をしたいというふうなことで組み替えをされてきました。ということは、当初予算では小学校のスクールバスの購入を考えていたのかなというふうにして思いました。でも、小学校のスクールバスの購入については、当初予算ではなかったというふうにして、いろいろ調べたのですけども、小学校の部分はなかなか出てきませんでした。それで、私が調べ切れなかったのかもしれませんが、その辺の流れがよくわからないと。小学校のスクールバスから中学校のスクールバスに仮に切りかえた場合は、小学校費のスクールバス購入費を減額をしなければならないわけですが、だけれどもそれもないと。そして、当初予算では中学校のスクールバスの購入というふうにして見ましたので、その辺の流れがちょっとよくわからないものですから、当初で予算の掲載の仕方の間違いがあったのかどうなのか、その辺ちょっと少し説明願いたいと思います。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） ことは、中学校のスクールバスの購入ということで予定をしておりますので、ここの減額の350万円につきましては、実際の購入価格と予算の額を比較して、既にあと契約済ん

でおりますので、その予算残につきまして減額をしたという中身になっております。前段のところの記載の関係含めて、ちょっと私そこのところ不確かでありますので、確認をして後ほど答弁をさせていただけたらというふうにして思います。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） もしかしたら私の見方が見誤っているのかもしれませんが、後ほど説明していただきたいなと思います。いただいた概要の中には、スクールバス整備事業債、小学校1,080万円の減額になっているのです。それで、その下にスクールバス整備事業債、中学校1,040万円というふうになっているものですから、その辺のことをどのように受けとめればいいのか、ちょっと後ほど説明いただくということですので、よろしくお願いしたいなというふうにして思います。

それから、14ページに水産業費、漁港管理費、負担金補助及び交付金11万3,000円、地域水産物供給基盤整備事業負担金が計上されておりますが、この内容についてお聞きいたします。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 今ご質問ありました地域水産供給基盤整備事業負担金という形では、これにつきましては吹浦漁港のサンドポケットというしゅんせつの関係でございます。これにつきまして、当初予算の中では事業費2,000万円に対しての7%、140万円という形で予算措置をさせていただきましたが、県のほうの事業の関係で精査した結果、県の事業費が2,161万6,000円という形で事業の増加があったという形でありまして、7%の中で151万3,000円の町の持ち出し分という形になりました。それで、最終的な事業費の町の分151万3,000円から当初予算140万円を差し引きまして11万3,000円不足になったということで今回補正させていただきました。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） そこで、要するに7%負担、県の事業に対する、これ私以前も申し上げたことがあります。これは、法的根拠はないものだと、こういったものにもう負担をすべきではないのではないかというふうなお話を申し上げたことがあります。それで、県知事会だったと思いますけれども、全国知事会の要望にこたえて国に対する負担はやめたはずです。もしかしたら少し残っているかもしれませんが、方向としてはやめる方向になっているはずです。それで、市町村もやめるべきだというふうな話を申し上げたことがあります。これがこうして継続をされているということは、そういう要請をされてこなかったのかどうなのか、その辺お尋ねいたします。

委員長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から申し上げさせていただきます。

今現在山形県の町村会では、県の負担金をカットしてくださいよという申し入れは討議されておられません。特に県の事業に対する負担金、すべて事務費も人件費も含んでという形の負担金のあり方なのかどうか、その辺の積算根拠をしっかりと求めたいと思っていますけれども、やっぱり県の大きな力かりるときに地元でそれで全然何も負担なしで100%県におんぶすればいいのだという発想がいいのか、その辺まで県の町村会では現在は議論はされておらないというのが現状です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） いや、これは法的根拠ないのです。ないものに対して県も国に負担をしてきたと。そして、市町村は県の事業に対して負担をしてきたというふうな経過があります。7%というのは、ずっと支払い続けています。多いときは1,000万円……

（何事か声あり）

13番（伊藤マツ子君） 7%でしょう。

（何事か声あり）

13番（伊藤マツ子君） ああ、そうでしたか。私は、7%の時代しか知りませんので、今の話だと10%の時代もあったというふうなお話でした。私が議員になってからは、ずっと7%負担で来ていますので、それはどこで10%から切りかわったのかはちょっと私はわかりませんけれども、多いときは1,000万円単位の金額を出してきた経過もあります。これは、やっぱり県が国に支払いをやめたわけですので、私はきちっと主張すべきだろうなというふうにして思います。県だけに支払わせていいのかというふうな、そういう問題ではないのだと思うのです。ぜひそういう方向で対応していただきたいと。もう一度伺います。

委員長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は、高速道路の予算、日沿道の整備格上げのときに吉村知事は、全国では県の負担は新直轄でも廃止するべきではないという話を申し上げましたけれども、山形県知事は当時事業が進捗するのであれば県でも応分の負担は出しますよという答えを出した記憶がございます。そのやり方として、地域にとってどのような整合性が持たれるのか、町が全く負担しなければ県はその分差し引いて事業が進められないのか、町として単独でそれでは漁港の整備が、浚渫ができるものなのか、その辺のところもあるわけですし、すべてが一律に負担をする、しないの議論を町村会にこれ持ち帰って、私も総務委員会ですので、提案してみたいと思います。まず、山形県の各長がどのような考えなのかとっております。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 主張をしてみたいというふうなお話がありましたので、ぜひ主張してほしいなというふうにして思いますので、よろしくお願いいたします。この項を終わります。

それから、14ページの林業費の林業振興費、負担金補助及び交付金、これ1,499万2,000円、これ当山の部分林売り払い分の分収交付金ですか、交付金がありますが、この内容についてご説明いただきたいと思います。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 今の林業振興費の中の当山部分林の売り払い分収金の内訳を申し上げます。

昭和32年4月1日の契約の中で、いわゆる今の北庄内森林組合になりますけれども、国の営林署の段階の中で契約したという部分になりますが、これにつきましては当山、あとは下当山国有林という形で約5町歩の杉林等を、今回約53年ほどになっている杉林を売り払いをするという話がありまして、その内訳といたしまして、収益の分収の割合でいいますと3官7民という形で今回契約の中の内訳になっておりました。その内訳は、国が3、それから7民になっていますけれども、受益者が6.5、それから町が0.5という形で売り払いの内訳になっております。その中身を申し上げますと、杉ほかという形で約

4,627本、立米数でいきますと5,211.37立米であります。その売り払い金額が2,307万9,000円になっております。2,307万9,000円であります。官と民という形で一応今回分収の割合にした段階では、1,499万2,000円を当山部分林組合のほうに支出するという形になっております。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 契約が昭和32年だというふうなお話がありました。これは、貸付期間は大体50年ぐらいではないのかなというふうにして思いますが、今のお話ですと53年ぐらい経過したものだというふうなお話がありました。ほかにも部分林ありますね。多分50年超えている部分は一定あるのかなというふうな感じがいたします。それで、これはたしか50年過ぎるとまた新たにいわゆる申請をしなければならぬというふうにして、契約の申請をしなければならないのではないかなというふうにして認識をしております。そこで、これは部分林については新たな契約をする方向でいるところが多いのか、それともこういうご時世なものですから、なかなか林業振興が思うようにいかないというふうな状況になっていますので、もうあと契約申請はしないというふうな流れがあるのかどうなのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 一応今回当山部分林組合という形で売り払いの分収金あるわけですが、それでも、大変申しわけありませんけれども、部分林組合のほうに確認はしていないという形になっております。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 私もこの項が出て初めて少し勉強してみて、こういうものがあるのかなというふうなことがわかりました。53年ぐらい経過をした木が金額的には2,307万9,000円ですか、それぐらいの金額にしかならなかったと。5町歩というふうなお話がありました。作業がどういう形で進められてきたのかはわかりませんが、数十年かけてもこういう状況にしかならないというふうなことのようですので、そうすると今後部分林はどうなっていくのかなというふうな感じがいたします。杉沢のほうにもたしか部分林はあったと思いますが、いわゆるなかなか手つかずのような状態になっておりますし、皆さん、契約した当時の人たちはもう既に高齢化しているような状況にもありますので、この辺はどういうふうにしていくのかというようなことは、放置しておいてよろしいのかどうなのかも含めて、ちょっとご答弁願えればなというふうにして思います。私が持っている知識は、大した知識ではありませんので、もしかしたら私の受けとめ方が違うような部分もあろうかと思いますが、もし違うようなことがあれば訂正していただきたいと思いますし、その状況をちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 伊藤委員がおっしゃられたとおり、今山林というか、森林の整備等につきましては、林業にかかわっている人たちも高齢化して、なかなか整備に向けてできない状況にあるという話を聞いておりますし、それにつきましても今ちょっとお話を聞いた中では、当山森林部分林組合では契約をしないという話を聞いたという形で聞いております。それにつきましては、最終的には国のほう

で森林の管理をしていくという形になるということを聞いておりますので、実際これからは森林に対する、地元の方たちも現場の方たちは高齢化しているので、なかなか整備ができないという話になっているようです。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今のお話ですと、こちらの当山の部分林組合とは契約をしないというふうな内容ですので、そうするとあとは国が管理をしていかなくてはならないというふうなことのようです。国が放置したままにしておくのか、それとも何らかの管理の対策をとるのかどうかというのは大変気になるところですので、その辺は状況を把握をしていただきながら、場合によっては国はきちんと管理をしていただきたいと要請せざるを得ないようなこともあるのかなというふうにして思います。今堀委員がちょっと耳打ちされたのは、これでも高いほうだというふうな、私もそうであろうなというふうな感じはいたしましたけれども、そういうお話もありましたので、お話はわかりました。

あと教育委員会のほうの答弁待ちもありますので、答弁をお聞きをして、これで私の質問は終わりたいと思います。

委員長（土門治明君） これで13番、伊藤マツ子委員の質問は終了いたします。

10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 私からも少し質問させていただきます。

一般会計補正予算書9ページの20款町債についてお聞きいたします。今回9,970万円の補正額ですが、概要説明では過疎債のソフト事業、ハード事業分を活用したとのことですが、それぞれの起債額と補正後の町債全体の状況について説明をお願いいたします。

委員長（土門治明君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えをいたします。

過疎債のソフト事業では9事業で6,970万円、ハード事業では10事業で9,310万円、合計で1億6,280万円の過疎債の活用となっております。その結果、補正後の町債総額は7億580万円となっておりますが、内訳といたしましては臨時財政対策債で3億8,590万円、過疎対策事業債で1億6,280万円、辺地対策事業債で1億1,070万円、その他の事業起債で4,640万円ということで、合計7億580万円となっておりますが、交付税で国が面倒を見てくれるいわゆる交付税算入率が100%から70%と、財源的には非常に有利な起債が当町の今年度の町債の大部分を占める結果となっております。

以上であります。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 今総務課長から説明がありました。財源としては有利な起債であるということですが、過疎債は大いに活用しながら町民福祉の向上や地域振興に役立てていくべきと思うが、いかがでしょうか。

委員長（土門治明君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

過疎対策事業債については、ただいま申し上げましたとおり、交付税算入率が70%と財政的に非常に有利な起債となっておりますので、過疎地域自立促進特別措置法の目的や借入れ要件にかなうハード事業、ソフト事業に借入れを行いながら活用をしまいたいというふうに考えてございます。これまでも若者住宅建設支援事業や持ち家住宅建設支援交付金事業、子育て支援の面等でまさに過疎地域自立促進特別措置法の立法趣旨に沿う事業に当町の一般財源を投入しながら取り組んでまいりましたが、これらの財源の過疎債を充てることでその分の一般財源を活用できることになりますので、町の各種施策への取り組みに当たって財政的な全体の幅が広がるというふうに理解をしてございます。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 一方では有利な起債であるものの、借金であるとの性格もあるわけで、財政の健全化という意味でも町全体の起債額への配慮が必要であると考えますが、どうでしょうか。

委員長（土門治明君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

起債につきましては、選択と集中の考え方のもとに各事業に取り組む中で有効にこれまでも活用してまいりました。そういった中で、これまでも年度末現在高の縮減を目標に取り組んでまいりました。年度末現在高、昨年度末で80億円台の数字でございます。今年度末には、現在の試算では78億円台になるというふうに見込んでございます。有利起債の活用にあたっては、ただいまありましたように借金ではございますが、財政規模に応じた、いわば身の丈に合った借入れを行っていく適切な活用が求められるというふうに認識はしてございます。借入金の規模については、財政健全化判断指標の実質公債費比率や将来負担比率を初め、財政分析指標の中で公債費に関する指標等がございまして、それらを見据えながら、適切に判断をしながら今後も活用をしまいたいというふうに考えてございます。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 過疎債が有効に生かされる財政運営を期待し、この項は終わります。

11ページの4項の選挙費、山形県議会議員選挙費の8節の報償費、ポスター掲示場設置謝礼の内訳をお願いいたします。

委員長（土門治明君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

山形県議会議員選挙につきましては、4月10日に投票の予定で示されてございます。そういった関係で、今年度内に執行準備行為が発生してまいります。その中でポスター掲示場を今回からは、ご案内のように投票所の見直しに当たりまして、131カ所から61カ所に法的に減じなければなりませんので、61カ所の設置ということで、その設置の経費を委託料として計上してございます。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） ポスター掲示場設置場所が61カ所と決まっていますが、具体的には場所がまだ決まっていないということですが、なぜ場所がわからないのに予算を計上するのかお伺いいたします。

委員長（土門治明君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） 今回設置いたしますポスター掲示場につきましては、法的に投票区の投票所の数を18投票所から7投票所に変更させていただくということで選挙管理委員会のほうで決定したこと

を受けまして、この61カ所については現在選挙管理委員会のほうの委員の方々に設置場所の原案を示させていただいているという段階であります。設置場所決まっていらないのということではありますが、61カ所という前提の中でお見積もりをいただいて、今回予算計上させていただきました。今後選挙管理委員会の委員の皆さんの意見も聞きながら、最終的に事務執行に当たっては場所を決定してまいりたいと。原則的には、これまで131カ所のところを調整しながら61カ所に持っていく、また新たな設置場所も検討しながら持っていきたいというような考え方で現在原案を示しながら検討いただいている段階でございます。

以上です。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） それでは、今の総務課長の答弁では61カ所に決まっていると、その場所に全部謝礼を出すのか、その辺はどうでしょうか。

委員長（土門治明君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） 謝礼につきましては、民間の皆さんの宅地等をお借りする、そういった場合にこれまではいわゆるタオル2本入りセットのものを用意しまして、御礼というふうに差し上げてございます。そういった形で、当然にして公民館等々、公的な施設、場所への設置については、その部分はございません。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） わかりました。

選挙管理委員会として、ポスター設置場所61カ所、投票所が7カ所に減少することになっておりますが、今まで何回ぐらい会議を開いたのかお伺いいたします。また、委員会ではどのような話し合いがなされたのかお聞きいたします。

委員長（土門治明君） 尾形選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員長（尾形 克君） お答えさせていただきます。

この今回の投票区の見直しにつきましては、選挙管理委員会といたしましては平成19年ごろより協議を重ねまして、さまざまな諸般の事情を踏まえまして、昨年の12月に協議を集約いたしまして、ことしに入って2月、委員会としての考え方といいますか、方向性というものを文書で提示をさせていただきまして、議員の皆様方にも全員協議会でご説明を申し上げました。そして、ご理解とご指導をいただきながら、ことし一年間各方面からのご理解をいただくために、区長会を初め、それから地域の住民の皆様方に説明会を開かせていただきまして、さまざまなご指導とご意見をいただきながら進めてきたわけでございます。それで、議員の皆様方からも、あるいは区長の皆様方からも、地域の住民の皆様方からも、手前みそになりますけれども、大方好意的なご指導をいただきながらご理解をいただいていたものと委員会では考えまして、去る11月の18日の選挙管理委員会におきまして、投票区の見直しについて、現在の18投票区から7投票区に設定を変更する議決をさせていただいたところでございます。今委員から何回ぐらいということでございますけれども、それにつきましてはちょっと手元の資料がございませんので、はっきりした回数はお答えできないのでございますけれども、まずこの投票区の見直し

について皆さんから好意的にご理解とご指導をいただいたことに対して、私から心から感謝を申し上げたいと思います。

そして、私なりに考えますと、この投票区の設定が、投票体制というものになりますけれども、これが完全なものだとは私も考えてはおりません。選挙法そのものがパーフェクトなものでもないのではないというふうにも私なりに考えるところでございますので、これからこの7投票区で実施するに当たりましては、予定といたしましては来年の県会議員の選挙が4月10日に設定をされておるわけでございますけれども、今投票区の、すなわち投票所の設定は議決をさせていただきましたけれども、それに附帯するさまざまな事柄につきましては、まだ4カ月ほどございますので、その期間の中で委員会としてさまざまな対処方法を、最善の投票管理体制、環境をつくっていくために努力をさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 今委員長の答弁では、会議は何回やったかわからない。本当に大変ご苦労さまです。わからないほど会議をやってもらって本当にありがとうございます。

どのような話し合いがなされたのですかということは、ポスター設置場所が大分減ったわけです。73カ所だか、130カ所のやつが61カ所、それはちょっとすぐねなんねがやとかという話し合いはなされたのか、そういう意見が出なかったのか、その辺どうでしょうか。

委員長（土門治明君） 尾形選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員長（尾形 克君） お答えさせていただきます。

そういうことも出ました、確かに。常識的に考えて、範囲が狭いときは131カ所あります。今範囲が広がって、7投票区になった場合61カ所。ということは、常識的に考えれば少ないのかなというふうに思ひますけれども、これだけは有権者数と、それから面積に対して公職選挙法で決められておることなのです。それで、これも不思議なのですけれども、ふやすことはできないのです、減らすことはできますけれども。そういうことですので、ひとつそこら辺は私どもも既設の設置場所を減らすような形で考えていくことになりますけれども、なるべく有権者の皆さんに効率的な場所を選びながら設置場所をこれから4カ月かけて設定をしていきたいと思ひますので、もし一回県会議員の選挙をやって設置場所がこれでは不都合があるということで地域の皆さんからご指摘をいただければ、変えていくこともやぶさかではございませんので、ひとつそんなことでご了解をいただきたいと思ひます。

委員長（土門治明君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） ポスター掲示場の設置箇所、これに対してふやすことができないのだろうかというご要望は、各地区の区長会でもいただきました。ただいま委員長のほうから説明ありましたとおり、公職選挙法の規定によって数をふやすことができないだろうかという問い合わせを県選挙管理委員会にさせていただきました。ふやすことはできないというのが回答でございました。減じることはできるのだそうですが、ふやすことはできないということでもあります。ポスター掲示場については、ある一面ではまた別の考え、ご意見をいただいたのも事実でございます。そのご意見というのは、ポスター掲示場は選挙公報なんかも配っているの、そんなに余計必要ないのではないかという意見を言ってくる住民の方もいらっしゃいました。私どものほうの選挙に対する広報活動としては、ただいま申し上げ

げたポスター掲示場もそうですし、それから選挙公報、広報でのPR、それから入場券の配布。これは、公職選挙法上で必ず入場券をお配りしなさいというルールはございません。サービス行為とまではいきませんが、必ずしなければならないというものではございません。ただ、有権者の皆さんから選挙の投票にいただく非常に有力な手段としてこれまでも入場券を配布させていただいておりました。それら含めて、日ごろの広報活動を含めて、これからも取り組んでまいりたいということであります。投票所のポスター掲示場については、申しわけございませんが、ルール上増設はかないませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 公職選挙法で決まっているからということで、だめならしょうがないと思います。でも、うちら山手のほうの戸数が少ないところとかとなれば、4カ所ぐらいは張れないのかなと思います、正直言って。大きい集落に掲示場をつくるのかなと、そう考えて、我々の岩野とか中村とか、そういうところにはもう掲示はできないのだろうと。だれが立候補しているのかわからないのかなと思います。地元だったら、それはちゃんとした推薦もらうから、わかると思うのですが。

それから、選挙管理委員会が町に町民の声として要望しておかなければならないものがあれば、委員長、どうですか。

委員長（土門治明君） 尾形選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員長（尾形 克君） 選挙管理委員会として住民の皆様をお願いするということは、選挙というものは民主政治の第一歩と言われるように、やっぱりすべての首長が選挙で選ばれている世の中でございますので、住民の皆様方からも政治に対する意識の向上といえますか、選挙に対する意識の向上といえますか、そういったものをふだんから持ち続けていただきたいと。そして、選挙で選ばれる政治に携わる皆さんからも住民の皆様と密接な信頼関係を保ちながら、町づくり、村づくりに励んでいただきたいというふうに考えます。そして、選挙を公正、適正にやって、その橋渡しをするのが選挙管理委員会ではなかろうかというふうにも考えるところでございます。

以上です。

委員長（土門治明君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答え申し上げます。

先ほど協議の回数ということでご質問がございました。委員長のほうから19年からこの問題については何度となく協議を進めて、それから視察等も行って検討してきたということでございますが、22年度内の数値で報告をさせていただきますと、22年度に入りましてから15回選挙管理委員会を開催してございます。その中で、8回ほど協議会という形で投票区に関する問題について意見交換をさせていただいた経過がございますので、ご報告を申し上げます。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 22年は15回も会議やったということで、本当にご苦労さまでございます。

最後に、投票所の統合により投票率の低下を招かない準備をしっかりと整えることが大事だと思うのですが、総務課長、どうでしょうか。

委員長（土門治明君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

交通弱者対策といいますが、このことによって投票率が低下しないようにというような関連で、やはり交通の弱者と言われるような方々に対する対応等も含めて、いろいろ地域でもご意見をいただいたというのは事実でございます。選挙管理委員会でもそのことを踏まえていろいろと意見交換をしましてまいっておりますし、また今後の中でも、1つはやはり選挙の公報という形の中で有権者の皆さん一人一人の自覚を促す活動をしっかりとやっていきたいということも含めて、これから投票しやすい投票所のあり方も含めて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） よろしくお願ひしたいと思います。

時間のほうも、もう何人か質問すると思うのですが、30分しかありませんが、もう一点だけ質問させていただきます。後で時間なくて迷惑かけるといけませんので、1点だけ。12ページの児童福祉費、8節の報償費50万円、ゆざっ子誕生祝金、これの内訳をお願いいたします。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答え申し上げます。

ゆざっ子誕生祝金は、第3子以降の子供さんにつき、お一人10万円というような内容でございますが、当初予算では150万円見させていただきました。今3月までの見込みを把握しましたところ、19人というふうな把握になりましたので、150万円で15人ですから、19人ということになるのですが、3月までのうち万一転入があったりしてというふうなことで、1人プラスアルファをして50万円というふうな計上をさせていただいたところでございます。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 150万円の予算に対して追加補正は、喜ばしいことだと思います。少子化なので、どんどん、どんどん産んでもらえば、また人口の増にもつながりますし、大変いいことだなと思っております。

少子化解消のため、また結婚のため、婚活は山形県でも非常に力を入れております。町として婚活に力を入れてほしいと思いますが、体制を整えて、予算も投入してやっていただければありがたいと思うのですが、健康福祉課長はどのように考えているでしょう。企画ですか。

委員長（土門治明君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今回の行政報告にも載せておりましたけれども、久しぶりにいわば婚活にかかわる事業を実施させていただきました。今回は、13人の参加がありまして、若い女性の方と男性の方とそれぞれ、同数ではありませんでしたけれども、高瀬峡、しらい自然館を使っていいぐあいに事業が展開できたと思っております。この事業につきましては、これからもそっとやっていきたいということで、ぜひ継続してやっていきたいというふうに思っております。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 何か子供、今情報入ったのですが、4月ごろまで100人を超えるというふうな、お子さんが生まれるということは本当に非常にうれしく思います。どんどん産んでいただければあ

りがたいと思っております。

かつて議会で、結婚相談員は成果が上がらないということで、薄くなったということで、隣のおばあちゃんとか、いい人いったださげ、何とか見合いしてみねえかとか、昔は口べらしというのでしょうか、そういう人が今はいなくなって、本当に結婚できない人もいます。したくない人もいると思うのですが、どんどん結婚して早く子供産んでもらいたいと思います。そういう成果の上がる婚活、結婚の成果が上がるよう町で力を入れる必要があるのではないかと思いますのですが、その辺、企画課長、どうでしょうか。

委員長（土門治明君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

ご意見承りました。先ほど私そっとやりたいと申し上げましたのは、実は昔のそういう機能はもう多分なくなってしまったと思うのです。今私がやろうとしている、この間やりましたのは、役場の特に20代の若い職員を中心にして実行委員会をつくっていただきました。そこに農協だとか近隣のこの辺の若い勤めている方も入っていただきまして、その方から同級生だとか知っている若い人に呼びかけをしていただくということで今回の事業、これすごくいい名前で、歩らっと遊佐で出愛たいというすてきな名前だったのですけれども、そういう事業をさせていただきました。私も町長もそこには行かないと。非常に行きたかったのですが、行かないということで、若い皆さん方が自主的な活動として続けていければ一番いいのではないかなというふうに思います。前に結婚相談員を置いたときもありましたし、専門のセクションを置いた市町村もありましたけれども、結局行政でやるには限界があるというふうなことも事実でありますので、そういう若い皆さん方からぜひ中心になっていただいて、これからも続けていきたいというふうに思っております。

委員長（土門治明君） 10番、堀満弥委員。

10番（堀 満弥君） 行政では、今答弁の中で、限界があるというふうな答弁でしたが、お金を支援するのは限界はないと思うのです。お金の面で何とかやっていただければありがたいと思います。よろしくお願い申し上げまして、私の質問を終了します。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 関連でお答えさせていただきます。

せっかく出生数に関連した質問がございましたので、私の立場としてはたまには誇らしげに答弁する機会をいただいてもいいのかなと思ひまして、報告させていただきます。出会いのほうは企画課のほうでございますが、安心して産み育てられるという面で、妊婦健診の助成回数を多くしたり、あるいは子育て支援、医療といったような政策をとらせていただいたりする中で、単年度でありますけれども、このような人数を得ることができたということは、非常に私もうれしく思っているところでございます。ことしの1月から12月という歴年の見方でいきますと、例年並みの85人という人数なのですが、4月から来年の3月という年度で見えていきますと、実はいわゆる早生まれという、1月から3月まで出産予定というのが30人ほどいらっしゃるということで、こうすることで4月から3月までという102人という久方ぶりに3けた台を確保するというので、非常にうれしく思っているところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

委員長（土門治明君）　これで10番、堀満弥委員の質問は終了いたします。

1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君）　やっと私の番が回ってまいりました。光栄に思います。それでは、質問させていただきます。

ページは14ページ、款が農林水産業費、項が水産業費、目が水産振興費になりますが、備品購入費25万円上程されていますけれども、ご説明願います。

委員長（土門治明君）　小林産業課長。

産業課長（小林栄一君）　私のほうから水産業費の中の備品購入費についてお答え申し上げます。

これにつきましては、漁村センターの設備の中で不備というか、大分老朽化してきたという部分の中で、昭和62年購入いたしました冷蔵庫を買い換えをしたいという形であります。これにつきましても一応漁村センター利用なさっている方たちが大分頻繁に利用しているものですから、それから老朽化してきたという形で購入をしたいという部分が1つと、漁村センターの外にあります灯油タンク、これにつきましては腐食しておりますので、危険性があるということで更新をしたいという形の2件であります。

以上です。

委員長（土門治明君）　1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君）　漁村センターにある62年に購入したところの冷蔵庫と屋外にある灯油タンクの購入費というご説明でした。漁村センターを含め、今回購入された冷蔵庫を含め、公共性、公益性についてどのようにお考えか答弁願います。

委員長（土門治明君）　小林産業課長。

産業課長（小林栄一君）　お答え申し上げます。

漁村センターにつきまして、日常的に常に使われているわけではありませんけれども、漁協組合の女性部の方たちとかへちま研究会、それから海浜青年の家、その他町、公民館、小学校等の方たちが年間を通して利用なさっている状況にありますので、利用する部分があるという形になりますと整備をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（土門治明君）　1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君）　漁村センターに関しては、特に毎年決算の時期になると、プライマリーバランスというのですか、投資に対して収益性、このギャップからよく議論されるところなのですが、利用されている方も、今小林課長から説明あったところの漁協婦人部というのですか、女性部というのですか、その方々が加工品をつくるウエートが非常に大きいかと思います。遊佐の大切な特産品をあそこで加工して、そして商品化していただいているという部分では、大変ありがたい団体ではあるのですが、利用頻度からいうと非常に漁協女性部の利用頻度が高いのではないかなと思います。そういう意味では、公共性、公益性というのにはちょっと偏りがあるのではないかな。それを私は悪いというのではないのですけれども、公共性、公益性を上げようとするときにあの施設、研修施設などに利用する分においては、私も何度か利用させていただいたことがあるのですけれども、非常に使い勝手がいい

施設であります。そういう意味では、夏の子供会とか、いわゆる中学生、高校生の合宿とか、そういうふうな利用の仕方があるのだよという形でアピールすることによって、そして水産物を加工して、そして調理して、アピールするというような研修会にも非常に使い勝手のいい施設かと思うのですけれども、そこら辺の考え方、取り組み方についてお答え願えればありがたいなと思います。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 今筒井委員もおっしゃられましたけれども、漁協女性部の方につきましては、先ほど言ったとおり、特産品という形でいろんな、タコ飯とか、その他いろいろ加工しておりますし、その部分につきましても道の駅「ふらっと」とか豊島とか、いろんな各都市のほうに出向いて遊佐の産品を紹介しているという部分もありまして、大変よいのではないかなというふうに思っておりますが、なおその施設を利用するにつきましては、先ほど申し上げましたが、山形県海浜青年の家の研修、これにつきましては年間通して約12回ほど利用しておりますし、町、公民館、各小学校、先ほどお話ありましたとおり、合宿まではいかなくても研修施設として年間を通して利用していただいているというような実績がありますので、これからもある程度施設の利用についてのPR等をしていきたいというふうに思っております。

委員長（土門治明君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） ぜひその方向性で頑張っていってもらいたいな。そうすることによって、公共性、公益性が高まり、決算のときにやり玉に上がらなくてもいい施設になるのではないかなと思っております。

次、移らせていただきます。ページは15ページ、商工費の中の項、商工費、目が企業開発費、委託料として境界ぐい復元委託料とありますが、この予算についてご説明願います。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） これにつきまして、今青塚の部分で大阪有機化学工業さんが購入されました土地がありますが、あそこ現在開発行為という形で社宅等、その他施設について今準備をなさっているわけですが、開発行為の測量のためという形で現地調査した結果、当時の土地開発公社から大阪有機のほうに売買契約した部分の中で、実際現地で立ち会って契約したのかどうか分かりませんが、今回大阪有機の社有地の北側、個人の土地があるわけですが、その部分について境界ぐいが見当たらないということがありましたので、その復元をするという形で今回測量委託部分10万3,000円を計上させていただきました。

以上です。

委員長（土門治明君） 1番、筒井義昭委員。

1番（筒井義昭君） 土地開発公社から大阪有機化学さんが買い求め、そして北に隣接する民有地との境界のぐいの復旧だという説明でした。これに関して、大阪有機さんが買い求められた土地に社員寮と産直施設を建てる予定である。そして、竣工式も、起工式ですか、起工式も先月行われたはずであります。これこの間も議会報告会で住民の方から質問がございました。いわゆる産直施設ができるのだけれども、その産直施設のいわゆる経営主体というのはどのようなのかと。そして、その構想とか、どこまでそういうものが、運営主体はこういう形でいきたいですよとい

うようなことがどこまで進んでいるのだというふうなことよく聞かれました。それに関してどのぐらいまで進行しているのかご説明願います。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 今の大阪有機さんの建設計画についてということでご質問ありましたけれども、実際私のほうでお話を聞いている中では、社有地につきましては大阪有機化学工業さんのほうで建設をします。それから、これから新たに産直施設を建てるということでもお話を聞いておりますし、起工式も終わったということですが、実際産直施設の経営主体につきましては大阪有機化学工業株式会社さんの子会社のほうでその経営体を賄うということまでは聞いておりますし、その中身的なものまでは、詳細についてはまだ決まっていないということで、町のほうでもまだかかわっていないということです。

以上です。

委員長（土門治明君） 1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 産直施設が建つことによって住民も大変喜んでいられるかと思います。それと同時に、経営主体がどのような形になるのかということも非常に住民の関心事でありますので、この進行状況をやっぱり適切な時期に適切な形で議会のほうにもご説明いただければありがたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

次、移らせていただきます。同じく15ページ、款土木費、項が道路橋梁費、そして目が橋梁維持費、工事請負費として500万円ほど補正上程されていますが、この工事に関してご説明願います。

委員長（土門治明君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） お答えをいたします。

この工事請負費につきましては、現在老朽化が進んでおりまして、一時通行どめをしております橋がございます。白木地内の栄橋でございますが、その橋の高欄が相当老朽化しておりまして、傷んでおりまして、危険な状況でありますので、現在冬期間、11月の19日からでございますが、23年の3月の20日ごろまで通行どめをするという形で、今通行どめをしている状況であります。その高欄につきまして補修をするという形での工事請負費であります。一応長さにして71メートルほどであります。この部分を補修をするという内容であります。ただ、この橋につきましては、現在いろいろな方が通行しておる状況でございますが、前から非常に問題になっていまして、あの橋をどのような形で補修していくかという形ではあります。22年、23年の2カ年で長寿命化計画に基づきまして今橋梁の調査をしております。その中で中間報告ありまして、相当危険であるという報告をいただいておりますので、現場を調査しまして、急遽通行どめをさせていただいております。ただ、あそこの日向川の左岸につきましては、田んぼがありまして、春になりますと作付をするという状況にありますので、やはり管理上すべて酒田市側から通行できるような状況にはちょっと問題があるかなと思っております。そういう春から秋にかけては重量制限をしたりして、通行制限をしながら通行をさせていきたいと思って補修をする工事です。

以上です。

委員長（土門治明君） 1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） 日向川にかかる栄橋の欄干の補修工事、この栄橋、大変いい意味でというよりも悪い意味で有名になっている橋であります。左岸と右岸が全然違う。ちょうど半分ずつで、形状というか、橋自体が違う。これは、デマなのですけれども、酒田と遊佐の財政力の違いでああったのだというふうに、私もそう思っていたのですけれども、よくよく経緯を聞くと違うというような話だったので、あんな危険な橋であると。しかし、農作業を含めた形であそこを廃止することはできない。けれども、将来的にやっぱりあの橋をかけかえるか、それともあの橋を廃止するか、それというのは近い将来真剣に考えなければいけないことなのではないかなと思っております。それで、ちょうどいいあんばいにことしの4月から過疎債という、そういうものを充てる部分に関しては、先ほど10番、堀委員からも話あったように、非常に有利な起債であるということも含め、過疎債の投入というものも視野に入れた形で、これからの栄橋に関してどのようにお考えか答弁願います。

委員長（土門治明君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） この橋につきましては、非常に難しい課題があろうかと思えます。遊佐町には、町道にかけられている橋が130強ありますし、その部分につきましては、先ほど申し上げましたが、2カ年で長寿命化計画に基づきます橋梁の調査を実施するという形になっています。その後でどの橋から修繕、修繕を要する橋が出てくるわけでございますので、それをどのような形で修繕していくか、そういうものがこれからの24年度にその部分が出てくるわけでございます。そうしたところ、おのずと橋につきましては非常に高額な財源を投下しなければならない状況が出てくるわけでございますので、その中で町として橋をどのように維持、管理をしていくかが課題となろうかと思えます。すべての橋が維持管理をするという結論になるか、そういうものがこれから調査を踏まえて計画策定の段階での課題になろうかと思えますので、その点を踏まえての状況になろうかと思えますが、この橋につきましてはそれぞれいろいろな観点で、今栄橋の上流には国道7号にかけられている橋がありまして、そこを通ってのことも可能なわけではありますが、いかんせん今の左岸側につきましては町有地であります。遊佐町の土地でありますので、そこに遊佐町から直で入られる場所がないという飛び地になっている、川を挟んでの飛び地になっているという状況もありますので、それにつきまして後で町長がその部分についてはお答えすると思えますが、そういう課題があります。なくした場合につきましては、廃止した場合につきましては、遊佐町の土地を介してそこに直接行けないという状況もありますので、そういうことも非常にネックになっている状況かなと思えます。すぐ近くに橋はあるけれども、それは国道の橋ではありますが、国道であっても町の区域から町の区域に入られればそれにこしたことはないわけですが、あそこに直で入るとすれば橋しかないという状況にありますので、その辺のことも課題になるのではないかと。費用対効果を考えたときにどうなのかという部分もありますので、そういうところが非常に大きい課題になろうかと思えますが、当面は補修で対応したいということでもあります。

以上です。

委員長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 今個別に栄橋というお話がありました。我が町は、橋梁に関しては本当に物すごく課題がまだまだ整備されていない町です。実は、ちょうど私が議会に初当選したのが平成7年。そ

して、8年のたしか9月議会です。ツーデーマーチ終わった後の議会で私はこういうことを当時提案したのです。当時中谷地橋広げましょうよとか、出戸橋危険だから、直しましょうよとか、金杉橋はという話はありませんでしたが、私は橋梁の建てかえ計画つくりましょうやと平成8年の時点で、ツーデーマーチで全国からいらしてくる皆さんは、それはそれは町の環境はすばらしい、いいのだけれども、町道にかかる橋になると本当に狭くなって、歩くのも大変な危険があるような状態いつまでも放置できないのではないですかと申し上げてきた、かつて議員でしたので、そんな思いをしています。だけれども、それ以降、それでは町として橋梁の建てかえしてきたのかというと、ほとんど手づかなかったのかな。つまり財源的な問題もあったと思いますし、その額がまた膨大過ぎるほど膨大だということもあったやに伺います。ただ、放置するわけにいかないという形で受けて、私が就任して今2年目ですか、このことで、橋梁の調査やっているわけですけども、実は木造の橋、特に今の栄橋は自分が議会の監査委員していたときにちょうど200万円ぐらいの予算で始まったのが3倍の700万円にもなって、監査の立場とすれば当初予算200万円、だけれども決算で700万円ぐらいのこんな小さく産んで大きく広げるやり方が果たしてどんなものかという形で、実は下が全部腐っていた。だから、取っかえなければならなかったということもあると思います。そんな木造の橋梁の構造の問題、そして丸子橋も建てかえはしたけれども、結局は木造のままでやって、永久橋的なことをやってこなかった。出戸橋は、除雪車が通れない、重量に耐えられないような橋のままであるという形を考えますとき、基本的にやっぱりしっかり町民議論してから順序付け等が必要であろう、そのような考えは持っています。ただ、昭和28年にできた金杉橋は社会資本整備事業の中での取り組みの中、そして足りない分は過疎債を利用しながら、あの金杉橋もう本当に弱っています、狭くて。あれもやりましょうと。そして、実は広畑橋、中学校のスクールバスがもう非常に危険であると。あのカーブを含めて、真っすぐ行けない、交差もできない橋である。そんな形の中でいけば、辺地債を活用して、たしか広野は辺地債がかなう場所ですから、辺地計画変更やりながら山間部の2つの橋やりましょうよ。当時私議会に来て1年生のとき、たしか吹浦の金野春登先輩は、いや、あの中谷地橋、道路は広がったけれども、全然広げないではないかとか、それから箕輪の橋とか、いろんな形でいくと、小山崎遺跡、それから孵化場、資源がありながら大型バスが全然進入できない状態いつまでしておくのですかという、その当時から、平成7年、8年からそんな議会での提案を受けながら一向に進めてこなかった、進められなかったということがあります。ですから、今6年間の過疎債の事業でいっても、それはそれはなかなか難しい。だけれども、今橋の計画が23年度に上がる。その時点でやっぱりこれ町民議論して1本ずつ、時間はかかるのだけれども、計画をしっかりつくっていかなければ、個々の橋広げましょうということではなくて、では重要なところは何ですかと。その中の一つとしての栄橋のあり方等は、やっぱり検討していかなければと思っています。今は、計画に入る、橋梁の安全基準、22年、23年かかってしっかり結論出しましょう。その後に有利な起債を含めながら、私は生活基盤、住んでいる人がいい町だと言える町にしたいと思い、していますし、例えば昨年21年度の事業につきましては、金俣の三の俣の橋の予算がかなり契約差額残りました。杉沢橋と岩野橋ですか、幅広げたり、補修をさせていただいているはずです。そんな形でいきながら、やっぱり有利な起債という、今過疎自立計画の中、これは年度途中、すぐ入らないかもしれません。まだ計画までいっていない段階ですから、それをやるという形にはいかないのですけれども、これはやっぱり町

民議論しながら、順序立てもしっかり、行政の中だけで決めるということはいたしませんし、それについてには議会の皆さんからもしっかり参加をしていただきたいと思っております。

以上であります。

委員長（土門治明君） 1 番、筒井義昭委員の再質問を保留しまして、午後 1 時まで休憩いたします。
（午前 11 時 56 分）

休

憩

委員長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
（午後 1 時）

委員長（土門治明君） 1 番、筒井義昭委員の再質問を保留しておりますので、再質問を許可いたします。

1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） お昼挟むと午前中どこまで話したのかちょっとわかりづらくなるのですが、たしか橋梁のことだったと思います。遊佐町には、先ほど町長が申したとおり、数多くの橋があるわけです。そして、その橋によっては老朽化が進んでいるものもあるかと思っています。そういうことに関して手つかずだった、今まで、ということになるかと思っていますけれども、これやっぱり橋の維持というのは長期的なスパンで考えて、それこそ計画的に進めていかないとまずいことかと思っています。午前中お話しした栄橋しかり、通行どめになっている朝日橋がどうなるのかという問題もあるかと思っています。

（何事か声あり）

1 番（筒井義昭君） あれは県なのですか。

しかし、やっぱり町で管理するところの橋が多いという部分においては、ぜひこの過疎債の導入も見込んだ上での計画的な整備がなされることを期待申し上げます。

次に移らせていただきます。18ページ、社会教育費の中の目が図書館費、備品購入費として534万円ほど計上されておりますが、内容についてご説明願います。

委員長（土門治明君） 答弁の前に、暑くなってきましたので、上衣は自由にしてください。

菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） この内容につきましては、8月から始めました地下水利用によるヒートポンプ、冷暖房の設備ということで、図書館に設置をしました設置機材の購入費でございます。ご存じのとおり図書館の冷暖房につきましては、開館以来20年ということですから、冷房、暖房の機械の経年劣化も含めて、限界に来ておるという状況を踏まえて、今回の緑の分権という制度の中で取り組みをして、地域事情に合わせた地下水利用をもとにしての冷暖房に有効活用できないかという形で、実証実験をするという形で取り組ませていただきました。当初全員協議会の中でもご説明申し上げましたが、一定効果を見て、12月の段階で買い取りをするかどうかの判断も含めて検討していきたいということでご説明を申し上げたところでございます。その効果でございますけれども、8月から実証実験が始まりまして、そのデータを今検証している状況でございますが、具体例からいきますと8月の15日、冷房運

転ということになりますけれども、ことしの夏は非常に暑うございまして、外気温が30度を超えるといった日が軒並み続いたという状況でありました。そのときに稼働して冷房の効果ということになりますけれども、コンプレッサー断続的に稼働しているということで、入って切れて、入って切れてというような形で稼働するというような機械の運行状況でありましたけれども、そのような状態の中で室温は26度Cというようなことでの冷房効果があるということです。体感的には、厳しい冷たさということではなくて、なかなか心地よい冷房の効果があったということで、内部での事務の職員の方の感想もあり、冷房の効果については非常によかったのではないかなというふうにして思っております。8月の24日、この日が恐らくこの夏で一番暑い日ではなかったかということですが、外気温が33度を超えて34度の途中までというような外気温の非常に暑い日でありました。そのときに、やはり当初稼働をする、スイッチを入れるというようなときは室内の温度が29度弱というようなことでありましたけれども、ちょっと暑いというふうな状況でありましたけれども、その後先ほど申しましたとおり、断続的にコンプレッサーが稼働していきますと、閉館時になりますと大体26度5分、26.5度Cぐらいまでの冷房効果があらわれているというような状況でございます。

それから、暖房であります。暖房についても外気温が、ことしどういうわけか非常に過ごしやすいくちからの気候というような、暑さがずっと引き続いていくという状況でございましょうか、そういう状況であっても外気温が7度Cから14度Cというような状況ですと動いてきたわけですが、その間コンプレッサー断続的に稼働しまして、大体室温は24度Cというようなことで、一定の暖房効果も検証できたのではないかなというふうにして見ております。その後も非常に寒い日、外気温がだんだん下がってくるというような状況もございましたけれども、おおむね20度Cを超えるような暖房の効果があるということで、当初冷房と暖房の切りかえの操作がちょっと不都合がございまして、なかなか暖房にならないということで温度を上げたという状況もありましたが、実は冷房のまま温度を上げたということで、それではなかなか当然暖房の効果はあらわれなくて、そこは業者のほうに再度確認をしたところそういう状況で、冷房、暖房の切りかえをしたところ、そういう20度以上の室温効果があらわれたということでございます。

それで、そういう冷房、暖房の一定の効果を得られたというわけですが、もう一つ、ランニングコストの問題が実はございまして、その辺についても数値を確認してみましたけれども、以前のように灯油を利用しての冷暖房ではないということでございますので、8月からは灯油を使わないで、いわゆる電気に基づいての冷暖房の機械の稼働ということになりますので、灯油代についてはかかっておらないということで、これを比較しますと、前年度の比較でありますけれども、50万円程度今年度は灯油代、燃料代については浮くのではないかなという推計を今しておるところでございます。

それから、電力使用量の問題ですけれども、これは体育館、それから図書館、それから生涯学習センター、1つのキュービクルで分けているという状況ございまして、その使用量については東北電気保安協会さんのほうから案分をしてその請求をいただいているという状況で、案分ということになってしまいますけれども、その比較をしましても例年よりも少ない月もございまして、ある程度上回った月もございまして、それも大幅な上回り方ではないというようなことで、電力使用量についても一定現状と同様な形で推移をしているということでございますので、電気料の単価が上がっているという部分もあ

って、経費的には上がる部分も当然あるわけですが、一定の電力使用量で抑えられるのではないかと、ランニングコストの面でも効果はあらわれているのではないかというふうにして思っております。

今回計上いたしました額については、当初委託契約という形で機械を設置をさせていただいたということですので、その委託料の中には機械についてはリースという形で経費を組み入れられた委託料の内容になってございます。今回買い取りということになりますと、そのリース分を除いた、残存価格と申しますか、その価格を計算をして、この予算計上した額になっておるとい状況でございます。

それから、地下水利用ということでございますので、井戸を掘って地下水を利用するということでありまして、最初かなりの量の井戸水をくみ上げたという状況でございます。毎分800リットルの井戸水をくみ上げたということで、かなり大量のまず井戸水をくみ上げたということで、一時期近接するお宅の自噴井戸について若干水位が下がったというようなお話も承りました。その後井戸のくみ上げを若干落としてというよりもかなり落として、冷房時については毎分200リットルということで量を抑えております。それから、暖房時については毎分260リットルということで、井戸の水の利用についてはそういうことで利用量を抑えながら、それでも一定の効果も得られながらということで、今後こういう形で量の利用で運営、運用していけるのではないかというふうに見てございます。現在そういう形で近接する井戸の水位については影響がないというような報告も受けておりますので、そういう形で今回のヒートポンプの買い上げという判断をいたしましたところでございます。

委員長（土門治明君） 1 番、筒井義昭委員。

1 番（筒井義昭君） ヒートポンプの効果がどのくらいであったのかというのを聞きする予定だったのですが、1 回目の質問で丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。しかし、これエコという問題、省エネという問題ですので、もう少し答弁のほうも省エネでお願いできればありがたいかなと思っております。摂取消費量も大分多かったのではないかなと思います。

これ最初はレンタルだった。そして、いわゆる実証結果によってレンタルを購入するか購入しないか判断するというようなことだったので、物が物ですので、これ実証結果どうのこうのというよりも、買わなければいけないことだったのだらうなとは思っています。しかし、実証結果、効果があった。そして、購入に向かうということだったので、これはよかったのではないかなと思っております。この項を二、三回やりとりしてここまで落ちつかせたかったので、立派な答弁だったので、次のほうに移らせていただきます。

文化財保護費全般であります。これは、小山崎遺跡の発掘調査から調査結果を踏まえた形のいわゆる事業調査、事業の結果をある程度国の指定に向けてまとめ上げていくというような予算かと思っております。私もいわゆる杉沢土偶に会いたくて山形に行っていました。大変すばらしい展示でありました。舟形の縄文のビーナスと言われる土偶と岩手県から出土したところの遮光器土偶と、それに肩を並べて杉沢の土偶が3体で、いわゆるメイン展示は3体でありましたけれども、引けをとらない形で杉沢土偶が展示されていたことにやっぱり遊佐町民として誇りに思ったところであります。前回の質問のときも小山崎遺跡から、柴燈林遺跡から出土したところの出土品、火炎土器とか爪形文様土器とか、本当に遊佐町から出土したものの中にすばらしい出土品が多く出ているのですけれども、それをどれだけ町外の人

に、町内の人にアピールできているかというと、やはりこれもう少し努力が必要かと思います。例えば遊佐の駅に遊佐の遺跡から出土した数々のいわゆる自慢できるような出土品を写真であってもいいから、展示する、紹介する。そして、鳥海山があって、湧水があって、はるかいにしえから人の営みがこの遊佐町で続いていたということをもう少しアピールする努力をぜひ町側からはとっていただきたいなと。縄文の丘構想というのも以前はありましたけれども、そういう構想を含めた上で、ぜひ遊佐で営まれてきた人の営みとそれを支えてきたところの自然の恵みというものを本当遊佐町は自信を持って町外、町内に知らしめることが必要なのではないかなと思います。そういう意味で努力していただけることを切に要望いたしまして、私の補正予算に対する質問と意見にさせていただきます。

委員長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、縄文の丘構想というのは決して消えたわけではないのです。ただ、今町としてはやっぱりどうしても国指定を勝ち取りたい。そして、これまでの17年の努力を水泡に帰すことのない、そしてさせてはならないという思いで、中央の先生、いろんな有名な著名な先生方からも来ていただいて、それから県の文化財、県のお力もかりながら、まず国指定勝ち取りましょうやと、そういうところで努力しているわけです。そして、今の杉沢の出土もありましたけれども、実は青銅と三崎山から出たのも本当にもうこの地にはなくて、すべて奈良の国立博物館ですか……

（「東京」の声あり）

町 長（時田博機君） 東京。みんな国立博物館に持っていかれてしまっている。そんな形の中でいくと、実際のものを見たことがない、なかなか展示がないという形の中で見れないということもあるわけでして、やっぱり町の発信として、これから県境つながったときの、まさに高速道路つながったときの一つの大きな発信の武器と理解していますので、鋭意力を入れて、だけれども計画的にいかなければまずいと思っている次第です。ありがとうございます。お力添えを賜らんことをお願いします。

委員長（土門治明君） これで1番、筒井義昭委員の質問は終了いたします。

次の質問に入る前に、13番、伊藤マツ子委員への答弁を保留しておりましたので、菅原教育課長より答弁をいたさせます。

菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） 午前中の伊藤委員の質問に答弁保留をしておりましたので、そのことについて答弁をさせていただきます。

当初予算上、最初から購入予定は中学校のスクールバスということで、中型を想定しての予算計上をしておりました。ただ、財源手当てという部分で起債にのせておったのが小学校のバスのところで起債ということで予定をした計上をしておったということであります。これは、今回補正をしておりますとおり、計上ミスというような形での補正の予算計上ということになってしまっております。途中で小学校のスクールバスから中学校のスクールバス購入にというような事業の変更ではございませんで、計上ミスというようなことでございまして、申しわけございませんでした。

委員長（土門治明君） 伊藤委員、よろしいでしょうか。

（何事か声あり）

委員長（土門治明君） 5番、阿部満吉委員。

5 番（阿部満吉君） 時間も限られておりますので、私のほうから2つほどお伺いしたいと思えます。

まず最初に、一般補正の17ページ、小学校費、1目学校管理費の15節工事請負費の中の施設改良工事費の内訳についてお伺いいたします。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） この施設改良工事費には2つございます。内容が大きく2つございます。1つは、遊佐小学校の図書室の一般開放に伴う改良工事ということで、図書室の入り口を別に設けまして、施錠できるような形で、いわゆる一般開放するための戸口をつけるというようなことと、それに警備器具をつけるというようなことで、おおよそ35万円程度の予定で一般開放に備えたいというような工事内容でございます。もう一つは、町内の小学校にごみステーションの設置を考えておるところでございます。今小学校の中でも学校から出るごみについては倉庫に保管をして回収をするというようなことで、一定のごみの集積所といいますか、そういうところの整備がなかなかない小学校、あるいは別の建物を利用してのそういう格納というような状況もございましたので、まず町内の3校にごみステーションを設置をしたいと考えておるところでございます。具体的には、蕨岡小学校、高瀬小学校、吹浦小学校のほうにごみステーションの設置ということで、その工事費でございます。

（「単価は」の声あり）

教育課長（菅原 聡君） 単価は、1基につきまして26万円に消費税というようなことで考えてございます。

委員長（土門治明君） 5番、阿部満吉委員。

5 番（阿部満吉君） このごみステーションにつきまして、26万円の単価ということであれば、いわゆる一般の部落に設置されているぐらいの大きさかと想像しますが、素材的なものとか仕様について、小学校となれば量も出るのかな、それともエコで出さないようにしているから、そんなに大きいのは要らないのかなと、その辺の仕様についてちょっともう一度お願いします。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） 業者のほうに参考見積もりというようなことで出していただいておりますが、一応金具についてはステンレス、素材としては木製というようなことで現在検討中でございます。

委員長（土門治明君） 5番、阿部満吉委員。

5 番（阿部満吉君） 大きさ聞いていないので、お願いします。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） 2.4メートルの幅に1.5メートルの奥行きというようなことで考えております。

委員長（土門治明君） 5番、阿部満吉委員。

5 番（阿部満吉君） ごみステーションにつきましては、今木製というような話もございました。事前に少しどんな感じなのかなということで、西側の駐車場にあるやつと同じですよみたいな話を係の方からいただきましたので、けさ見てきましたら、あれは鉄製で、ファイロンを張った、ファイロンというか、今はユーピロンかタキロンかわかりませんが、そんな感じでした。

実は、八幡のあたりで合併前に木製のごみステーションがもう全町展開で設置されておりまして、それが結構見ばえがいいものですから、評判になっていたのですけれども、それを遊佐の建設業組合の青年部の方々が見ておりまして、遊佐にもこんなもの設置したいねということで、本当は余り議場で皆さんにお知らせしたくなかったのですけれども、実際21年度に二、三カ所の設置がございます。今こういうふうに予算を盛って発注となれば、もうつくってもらって設置してそれっきりというふうなことになるかもしれませんが、その青年部の方々はつくるときは木製の見ばえのいいものをつくると。今後自分たちのボランティア活動で、もし破損した場合は材料費さえいただければ私たちメンテナンスに回りますよというような意気込みでやっていることなので、本当は余り教えんなちゃというふうに言われたけれども、そんなことで遊佐の職人たちのすばらしいわざを見せるのもいいのかなと思ひまして、ただ業者に発注するだけでなく、そんなことで、合い見積もりではないのですけれども、一般公募的な発注の仕方もあるのかなというふうに思いましたので、お聞きした次第です。

それからもう一つ、図書室の一般開放の件は前回私が提案したことで実現になったかなと。余りにも早くてちょっと大丈夫かなというような、受け入れ側のほうも大変だなというふうにちょっと私なりに思ったのですけれども、実は前回のときは学校を一度に一般開放するのは体制的にちょっと時間がかかるのかなと思ひましたので、図書館のほうを実は一般開放したほうがいいのかというふうなつもりで提案したつもりだったのです。それで、遊佐小学校の件だと思うのですけれども、それはまずお礼を申し上げまして、次のページになりますけれども、先ほど図書館費の、1番委員からも質問ございました備品購入費のヒートポンプ、その辺の内容、ヒートポンプだけでなく図書とかというふうにも備考にございますので、ヒートポンプは幾らであったのか、そのほかの予算計上があるのかも伺いしたいと思います。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） ヒートポンプの計上額につきましては、このうちの509万円でございます。

内容をヒートポンプだけで申し上げますと、水熱源ヒートポンプ式チラーの機械が312万8,000円、それからコンパクト型空調機ということで166万5,300円ということでございます。なお、ここにあわせて含まれているものがございまして、これは視聴覚室のテレビが旧式のものでございましたので、デジタルテレビの購入ということで考えております。これについて固定金具等々もございますので、視聴覚室のデジタルテレビが15万円、それからデジタルテレビの事務室用の部分、これについても整備をしたということで、これが8万円ということで一緒に計上させていただいております。

委員長（土門治明君） 5番、阿部満吉委員。

5 番（阿部満吉君） ヒートポンプに関しまして、先ほどもいろいろ丁寧な説明もございました。これだけの実証実績が出ているのであればほかにこれを応用できる施設があるのかどうかと、それから先ほど一般開放の件で図書館での夜間の一般開放はできなかったのかどうか、2点についてもう一度お願いいたします。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） 地下水利用によるヒートポンプのほかへの利用ということでございますけれども、その点につきましてはまだ十分検討はしておらない状況でございます。技術的に汎用性がどこま

で広がるかということが課題になるのではないかというふうにして思います。一般家庭での利用、あるいは公共施設での利用、施設の大きさ、利用形態も含めてそれぞれ違って来る部分があるかと思うので、その施設、施設に適応した設備が必要になってくるのではないかと。その汎用性の問題も、技術的なこと余り詳しくわかりませんが、これからどういう形で普及するかということで推移を見ていきたいとは思いますが、北海道あたりでも、かなり寒い土地でもそういう地下水利用のヒートポンプというようなことの技術も進んでおるということでありますので、その辺も参考にしながら、先進地でどういう取り組みをされているかを参考にしながらこれから検討していきたいというふうにして思っております。

委員長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 私からも今の2つの件で。

まず、今のヒートポンプの応用でしたけれども、もう一つ、地域生活課の実証実験の範疇になっている遊佐中学校の外の明かり、あれも設置して今のところ戻る予定のようですけれども、そういったものもどんどん普及してきて、施設の機械の単価が下がってくればもっともって応用範囲も広がるのだと思いますので、ヒートポンプに限らず幅広くいこうということです、活用は検討していく余地があるのかなと思っております。

それから、図書館、学校の図書室の一般開放の件でしたけれども、実は遊佐小学校の図書室というのが、子供たちが昇降口から入りますと、1年生から4年生は図書室を通過して教室に行くと。帰りもまた授業が終わると図書室を通過して昇降口出て家に帰ると。実は、設計に私が関与したというか、あれを提案したのは私が教頭時代にこういうつくりにしましょうということをやったのが、十何年たちましたか、10年ぐらいたちましたか。そういう形で、いのちの教育推進会議で3年間、昨年度までいろいろ議論を重ねてきまして、その中で親と子のきずなというようなことも含めまして、この前のPTA等の研修会、鈴木一作先生を呼んでの蕨岡小学校体育館での講演でも親子読書をテーマにご講演いただきましたけれども、読書を大事にして、さらに子供たちの健全育成につなげていこうということで今盛り上がっているときに、保護者を通して、学校を通してそういう提案があったのは大変うれしかったなど。ただ、やはり夜間の、毎日ではないですけれども、保護者、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんも含めて、地域の開放ですので、やっぱり危機管理、安全管理の問題もありますので、その辺十分考慮しながら、そしてほかの学校にもまた波及していく可能性があるのかいろいろ勉強していきたいと思っておりますので、国民読書年でもありますので、いろんな面でまたバックアップしていただければと思います。

（「図書館の夜間開放」の声あり）

教育長（那須栄一君） 図書館は、夜間開放の前にもっと開館時間早くできないとか、課題もありますので、その辺今後検討していく余地はあるかと思いますが、今来年度どうのこうの予定には上がっていないということでご理解いただきたいと思います。

委員長（土門治明君） 5番、阿部満吉委員。

5番（阿部満吉君） それこそ水力発電のほうも一緒に質問しようと思ったのにお答えいただきまして、そういういろんなエコな技術が遊佐町で花開いていくことを私も望んでおりますし、500万円かか

るのであれば一般家庭というのはなかなか難しいですし、一般家庭であればもっと安く設置できるかもしれないし、一冬50万円の灯油代が浮くとなれば経費的にも正解だったのかなと。冬を過ぎないでそういうただ手放しに喜ぶわけにはいきませんけれども、ぜひ安全な運用をお願いしたいなというふうに思います。先ほどのごみステーションでもそうですし、今回の図書館の一般開放、新しい試みという形でどんどん学校から発信できるということは大変喜ばしいことだと思いますので、うまく運用できるようぜひお力添えをいただきたいなと思ひまして、質問を終了いたします。

委員長（土門治明君）　これで5番、阿部満吉委員の質問を終了いたします。

2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君）　私も質問させていただきます。

一般会計のほうの民生費、3款、12ページです。13節委託料152万1,000円、日常生活圏域ニーズ調査委託料等とございますけれども、これについてご説明をお願いします。

委員長（土門治明君）　東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君）　お答え申し上げます。

152万1,000円は2つございまして、1つが日常生活圏域のニーズ調査に伴うもので150万円、それからあと一つが2万1,000円なのですが、これのほうは1節の報酬のところにありますように障害程度の区分、この関係で認定調査の委託料、これが2万1,000円ほどこの中に入っております。

以上です。

委員長（土門治明君）　2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君）　ただいまの150万円、これは対象者65歳以上にしますと約5,000人弱いると思います。これは、どれくらいの人数を対象に調査を行うものなのですか。

委員長（土門治明君）　東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君）　65歳以上の方がおよそ5,100人台ほどいらっしゃいます。それから、既に要支援1から介護度の5まで認定を受けている方が1,000人を超えております。これを差し引きましたおよそ4,100人ほどを調査の対象というふうに見込んでいますのでございます。

委員長（土門治明君）　2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君）　この4,000人調査方法、例えばアンケート等を郵送して、対象者に送り返していただくというような方法かと思われます。1人当たりの費用の換算は、どのように計算なさったのでしょうか。

委員長（土門治明君）　東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君）　この委託料につきましては、用紙を送付する等々のそういう通信運搬費は別に見ておりまして、委託料を集計して、そして一定の結果を求めていく、そういうふうな方面でのいわゆる集約のほうに使っていく、そういう委託料でございます。

委員長（土門治明君）　2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君）　それでは、この調査の目的です。一番何に、利用という言い方は変ですけども、この調査を何に反映させるのか伺います。

委員長（土門治明君）　東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 一番の大きな目的は、来年度で第4期の介護保険計画が終了いたします。24年から第5期ということになるわけですし、来年度に第5期の介護保険計画を策定していくということになりますけれども、その計画を策定していくための基礎資料的な、そういうことで調査を行うというのがメーンの目的でございます。さらに、副次的にはいわゆる地域支援事業というようなことで、これまで特定高齢者というような言い方をしておりましたが、特定高齢者を把握していく、こういう作業といえますか、これが一部要項が改正になりまして、特定高齢者そのものも2次予防対象者というような、業界用語になるのですけれども、こうしたことで把握していく手法が若干変わっていくというようなことで、その方面も含めた、こういう目的になっております。

参考までにアンケートの大きな項目を申し上げますと、8つほど問いがあるのですが、1つずつに項目はもう10から15ぐらいありまして、その大きな項目でいきますと、まずどこにでもあるような家族や生活状況というのがあるのですけれども、あるいは運動、閉じこもり、さらには転倒予防、あるいは口腔、口の中です。そして、栄養について、物忘れについて、日常生活について、これは要するに自分でトイレができますかとか、1人でどんなことができますかというような日常生活について、それから社会参加について、そして健康についてというような大項目を予定しています。

以上です。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） ありがとうございます。

それに関連して、次に介護保険特別会計補正予算、8ページのこれは歳出の2款5項1目高額医療介護サービス等費、19節の負担金及び交付金130万円とあります。これは、どのようなサービス制度で、どのような方が利用できるのか、ご説明をお願いします。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 高額医療の合算介護サービスということで130万円、そして上のほうで高額介護のサービスという、260万円というふうなことでございますが、要因につきましては一般の介護のほうの給付費も増嵩しているというのに比例して、こちらの高額関係もこれまでの9月、10月、このぐらいまでの実績、前年度と比べると増嵩しているというようなことで補正をお願いしているところでございます。なお、高額介護の内容ということにつきましては、少々調査をしましてから答弁をしたいと思いますので、お時間をいただきたいと思います。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） このサービスですけれども、現行でいいますと参酌標準の対象となるサービス、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、これグループホームです。特定施設入居者生活介護、この5種類の中で特定の施設にお入りになっている方だけが利用できるのではないですか。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 含めて調べてからお答えしたいと思います。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2 番（高橋久一君） 後でと言われるとなかなか次に進めないのですけれども、要はこの施設、居住系サービスの利用の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準、いわゆる37%参酌標準の撤廃についてお聞きしたいのです。一般質問で町長の答弁の中でもこの37%という数字が出てきたと思います。これは、平成22年6月18日閣議決定で撤廃されております。10月7日に基本指針一部改正になっております。これを考えますと、先ほどのニーズ調査、第5次計画、それに反映するにもこの参酌標準というのは影響するのではないですか。いかがですか。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 参酌標準自体は、10月7日に一部改正が行われております。今おっしゃられましたように、37%という参酌標準自体は廃止をすることにはなりました。しかしながら、これは介護保険という性格からしまして、基本的な考え方として在宅サービスと施設等サービスのバランス、これは参酌標準あるなしにかかわらず、常に考えていかなければならないことでございまして、参酌標準が撤廃されたから、必ずしもどんどん、どんどん施設をふやしていけばいいというような、いわゆる機械的な解釈にはならないかというふうに思いますし、施設がふえてサービスがふえるということになれば、当然介護保険料のほうに影響も出てくるというようなことでございまして、そのあたりのところを第5期の計画を策定する場合においても、いわゆる認定者数の見込み、そしてそれぞれのサービスの利用者数の見込み、あるいは考え方としましては待機者も当然いらっしゃいますので、小規模の特老にしてもそういった施設対応等を基本的に考えながら、どのくらいの伸び率で出ていくのかといったようなことを想定しての介護保険料判断というふうなこともございますし、そういう総合的なことでの計画策定になっていくわけでございます。そんな意味では、いわゆる37%ということで、言葉悪く言えば足かせみたいなものは確かに撤廃になったわけですが、それは一つの壁的なものが取り払われたわけでありまして、介護保険を運営していく基本的な考え方自体を大きく左右させるものでは当町においてははないのかなと、こんな思いをしているところでございます。

なお、参考までに、撤廃に至るいろんな議論の中で、実は全国の市長会の代表の方、あるいは町村会の代表の方はいずれも規制はあったほうが良いという発言をされているのです。というのも、全国的には例えば遊佐町のような条件のところと、あるいは関東の中のどちらかといえば周辺都市というようなところでは全然条件が違っていて、やっぱりこの規制がないといわゆる株式会社、有限会社含めて、福祉法人でなくてもそういう施設をどんどんつくって、そして事業展開をしていくという、そういうことが非常に活発に行われているといったような地域もございます。そういう地域からしますと、特に地域密着型というのは市町村が指定をすると、こういう立場にもございますので、やはりそういった状況下にあるところは規制があったほうが良いというような発言をされている、そういう自治体もございまして、ただ今回総合的な見地から撤廃にはなりましたが、基本的な考え方は引き続き持続をして介護保険事業に当たりたいと、このように考えております。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2 番（高橋久一君） それでは、もう少し角度を変えて、今の施設、居宅サービス利用者数ですけれども、要介護2から5までの要介護認定者37%以内という一定の基準、遊佐町では事業計画でその定員数を幾らに定めているのかお伺いします。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 定員者数を幾らということではなくしまして、いわゆる参酌標準の算式ということで申し上げますと、分母が要介護認定者数の中で要介護の2から5までの方を分母にしております。そして、分子が施設、居住系サービスの利用者数ということで、施設というのが委員先ほど申されたようないわゆる3施設ということになります。特老、それから老健などの3施設、それから認知症高齢者グループホーム、こういった専用特定施設等々含めたものでございますが、これらを分子にしております。そうした場合、当町においては22年の4月現在では630分の225ということで35.7%という、こういう数値になってございます。これが9月の利用時で計算をしますと、分母のほうが618というふうに、月々で多少の動きがありますので、分母のほうが618、分子のほうが228ということで36.9%、37%ぎりぎりというような数値にはなっております。現段階では、この37%付近で今年度については推移していくのかなと、こんな見込みをしております。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 第4期の計画でもやはり利用者の推計ということで、平成26年度、223人、要介護2から5まで、35.62%という推計を出しております。しかし、23年度でこれは終わり、24年度から第5期が始まります。そのまた推移もあると思うのですけれども、なぜこういうこと言っているかといったら、180人もの待機者が今いるわけです、実際に。先ほど市長会の委員会の市長たちというのが反対なさっている文書もございます。その中に介護保険法で居宅での生活が困難となった高齢者のニーズなどを踏まえて、必要な施設サービス量などが見積もられることとうたっております。やはり総量規制があつてしかるべきだと思うのですけれども、年々増加する待機者にどのように対処するか、その辺についてどうお考えですか。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 前の答弁の中でも若干触れましたけれども、現在の180という待機者数は数としまして、今後それでは例えばゆうすいだとか、あるいは松濤荘のような中規模特老施設というものを新たに建設して、介護保険の運営ということも含めて、やっていくことが物理的に可能なのかどうかというふうな観点から考えていきますと、こういう中規模施設以上の施設をこれから建設していく、事業主体はともかく、これはなかなか困難な面があるのではないかと、こんな思いをしております。そういう意味では、まだ第5期の計画着手はしていないわけですが、第5期でそういった施設を想定するとすれば、やはり小規模の29人までの特別養護老人ホーム、あるいは多機能居宅介護施設、こうしたもので対応していかざるを得ないのではないかと、こんな想定はしております。また、これはあくまでも介護保険制度の中における施設でございまして、介護保険制度に該当しない施設ということではいわゆる有料老人ホームというのもございます。既にこれを事業所を開所して運営しているところもございますけれども、やはりそれらのいわば協力等も一定仰ぎながら、第5期については考えていかなければならないのではないかと、こんなふうに思っているところでございます。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 初めに、何でこの高額医療合算介護サービス制度についてお聞きしたかといいますと、これ平成20年4月から始まっております。ところが、遊佐町内においては、ゆうすい、松濤荘

さん、特定の施設に入所した方だけが対象になるのではないですか。一般の在宅介護、その他小規模、グループホーム入所の方にはこの高額医療合算制度というのは該当にならないのではないですか。その辺を聞きたかったのです。もしこれがすべての皆さんに平等にできる制度であれば、何も施設に入らなくてもいいのです。180人の待機の人たちが使えるような制度であればいいのです。そこなのです。特定の施設に入っている人だけが該当になるような制度、優遇措置ではないかということをお聞きしているのですけれども、その辺わかりませんか。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） そのような施設でもっての区別をされている制度ではございません。

国民健康保険のほうでも高額医療というのがあるわけですが、高額介護サービスにつきましては月ごとの介護サービスの自己負担が所得に応じた上限額を超えた場合、そういう一定の要件を満たした場合に支給をされるということになります。

それから、介護の合算サービス、これのほうは年ごとの介護サービス及び医療費の自己負担額が所得に応じた上限を超えた場合というようなことで、確かに高額という名称のとおり、結果的には一定の所得がございまして、そして自己負担額に応じた負担を、段階の区分があるわけですが、それを超えた場合というふうな要件でございまして、そういう意味では施設に入所している、していないにかかわらず、低所得者、これらの方については、この高額介護というふうな部分については、いわゆる理論的には該当になる要素は少ないと、こんなふうにとめていただいているところです。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） この制度、低所得者の方の優遇措置と思われますけれども、所得のない人、低所得者、年間19万円なのです、負担金。非課税の世帯で31万円、年間。この額であれば、年金で幾らでも対応できるはず。課長さんが言っているように、年金で生活できるような施設でなくても、在宅でもいいのです。180人の待機者の方々が年金で生活できるような方法をぜひこれから第5期に向けて考えていただきたいと思います、私はこれで終わります。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 今委員おっしゃられたように区分でいきますと、所得のない人が19万円、あるいは非課税が31万円というふうな区分は確かにございます。それで、実は一般質問のところでも町長のほうから答弁いただいたわけですが、180人の内訳でいきますと、これは一般的には介護度3、4、5、こういうようなところの段階の人が申請をしているというふうに一般的には受けとめたいところでございますが、数字を追っていきますと、実はここの3、4、5のところの人は、ここ数年一定の人数でございます。むしろいわゆる軽度の人のところの申し込みが恐らくふえているのではないかと、いうふうなことで、180というふうに数字の見方としては押さえているところでございます。それにつけても、いろんな社会経済情勢の中での在宅介護の困難性というの、従来とは違った意味でまた出てきているということもあるでしょうし、そんな意味ではそうした在宅介護のいわゆる充実、こうしたことのほうも今後なお考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

以上です。

委員長（土門治明君） これで2番、高橋久一委員の質問は終了いたします。

9 番、三浦正良委員。

9 番（三浦正良君） 時間にもなりましたけれども、1 問だけお伺いさせていただきたいと思います。

小学校の管理費なのですけれども、職員給料800万円が出ております。これは、何か用務員さんの人事異動だとか採用だとかというような内容のようなのですけれども、これをちょっとお伺いをしたいと思います。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） これは、この4月に人事異動になりまして、こちらの庁舎内にありました用務員さんが各稲川小学校と蕨岡小学校に配置になったということで、その職員の給与の調整が必要だということで、この補正の額になったということでございます。

委員長（土門治明君） 9 番、三浦正良委員。

9 番（三浦正良君） これはこれで、その分総務のほうで減っておりますので、行ったり来たりで調整になっているのかなというような感じで見ております。

さて、そこで今教育長にお伺いをしたいと思うのですけれども、23年度、来年度から小学校の適正規模の検討委員会といいますか、名前はちょっとはっきりあれなのですけれども、そういう検討委員会的なものを立ち上げて、いろいろと総合的に判断をしたいというような委員会をつくるというふうにして聞いております。それを大体いつごろまで結論を出すのか、そして基本的な教育委員会のとらえ方といえますか、そういうものをお伺いをさせていただきたいと思います。

委員長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 簡単に申し上げます。

ほかの近隣の市町村でもそういう流れで、具体的に来年度からとか、あるいはその先見越してといういろんな情報来ていますけれども、やはり私の念頭には複式学級、あるいは複式学級のどうしても必要な学校が間もなく出てくるというのが目に見えていますし、さらに5年後、10年後を考えれば、もちろん先ほど来の質問で今年度出生数が100名、まだこれから可能性もあるわけですのでということでしたけれども、そういう傾向でいってくればいいのですけれども、今の推移見ますとそういう流れにあるものですから、来年度、23年度に基本的な考え方を出しまして、そして複式学級が出る学校があるとなれば、25年度以降ということも視野に入ってきておりますので、それに向けてどういった学校の適正配置まで含めて必要なか検討していき、来年度当初というか、来年度に入りましたら基本的な考え方を示して、もし25年度に向けてやはりそういうものを解消したほうがいいというふうに固まってくれば、25年度以降移行できるような、そういう手順を踏まなければならないなとは考えております。

委員長（土門治明君） 9 番、三浦正良委員。

9 番（三浦正良君） 手元のほうの資料なのですけれども、23年度から27年度までの各学校の生徒数の表をいただいております。これをちょっとまとめてみますと、蕨岡小学校が、23年から27年度までの生徒数です。57人、遊佐小学校が164人、稲川小学校が72人、西遊佐小学校が38人、高瀬小学校が70人ですか、吹浦小学校が63人というような状況の数字が出ております。これを見てみますと、本当に喫緊な課題であろうかなというような思いもひしひしとするわけなのです。かといって、この数字

だけで教育の議論をできるわけではございません。ぜひ地元の父兄の皆さん、あるいはいろんな地区の皆さんとしっかりした議論を積み重ねていただいて、今教育長から23年度中には方向性を出したいというようなお答えのようです。確かにこの期間は短いかもしれませんが、現実的に。ぜひこれは集中的にでも審議をして、しっかりした結論を出していただければありがたいなというふうにして思います。子供たちも、そして父兄の皆さんにも、結局将来のこの町の教育のあり方のベースになるものであらうと思いますので、この辺を期待をして質問を終わりたいと思います。

委員長（土門治明君）　これで9番、三浦正良委員の質問を終了いたします。

7番、高橋冠治委員。

7番（高橋冠治君）　それでは、私からもきょう一番人気の菅原教育課長にお伺いいたします。もう少し我慢をいただければありがたいかなというふうに思っています。

17ページの中学校費、この11節の需用費、その燃料費に100万円ということであります。この内訳をご説明願います。

委員長（土門治明君）　菅原教育課長。

教育課長（菅原　聡君）　これは、スクールバスの運営にかかわる燃料費の要求でございます。単価が上がったということで、年間の見込額が不足が生じるという状況でありましたので、この額を推計をいたしまして計上させていただきました。

委員長（土門治明君）　7番、高橋冠治委員。

7番（高橋冠治君）　スクールバスも新たに更新しながらいくわけなのですが、やはり新しいバスといえば、当然先ほどからヒートポンプの話や答弁までエコの話になっておりますが、当然その燃費も改善されるのかなというふうに思っております。やはり単価が上がるというのは我々の責任ではありませんので、いろいろありますが、車の更新を含め、運転の仕方を含め、やはりその辺も考えてほしいなというふうに思っております。

これにやはり、せっかくエコの話が出ておりますので、ちょっと関連してお伺いしますが、一般行政報告の中の4ページに、一番最後、16番に遊佐町の小中学校のフィフティ・フィフティ事業ということが載っております。子供たちみずから省エネ目標を設定し、行動することで、学校における環境教育と地球温暖化防止に向けた省エネ活動に取り組んでいますというふうにあります。これはどこでしょうか。内容説明をお願いします。

委員長（土門治明君）　伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤　孝君）　お答えします。

この小中学校のフィフティ・フィフティ事業につきましては、ことし初めて取り組んだ事業でありまして、24年までの3カ年事業であります。この一つの事業の目的としましては、小中学校における子供たちみずから省エネ目標を設定し、行動することで、学校における環境教育と地球温暖化防止に向けた省エネ活動の一層の推進を図ることを目的としてこの事業へ取り組んでいます。これにつきましては教育課と協議を行いまして、各小中学校で取り組んでいただいている事業であります。

なお、この行政報告書に載せた結果につきましては前期、後期ありまして、その中で前期分の内容を報告させていただきました。この事業につきましては、小中学校の水道の使用と電気の使用についてで

あります。その2つの部分につきまして取り組んでいただいております。この部分につきましては、小学校、中学校の子供、児童生徒さん方がみずから削減目標設定をして、それに取り組んでいただくという形の事業でありまして、ただ取り組むためには、削減目標を定めるためにはその基準があるわけですので、その基準につきましては20、21年度の実績の平均を基準値といたしております。今回各小中学校さんから出された削減目標は、その3%を削減するという目標を各学校で立てられております。それは独自で結構なので、1%でも、極端に言えば変わっても結構なのですが、全部3%削減をするという目標を定めているようであります。

ただ、私のほうはその事業を環境教育の一環として取り組んでいただけるということの観点から、それから教育課のほうからは、やはり学校教育の中で環境教育学習をしていただくという観点から取り組んでいただいているというふうにご理解をいただければと思います。それに取り組んだ成果を各子供たちに返していこうという、それで学校の教材とか、そういうものに還元をしていくという内容でありまして、取り組みの内容、報奨金もお上げをするという形になっておりまして、報奨金の基準につきましては電気、水道とも削減目標が達成したのものにつきましては、前期分3万5,000円、後期分3万5,000円を支給するという形になっております。それから、削減目標は水道はクリアしたのだけれども、電気はクリアできなかったと、だけれども基準はクリアしていると、2年度の平均の基準はクリアしたのだけれどもという、どちらか1つしか達成できなかったという部分につきましては、2万円をお上げをするという形になっております。ただ、どちらも基準は下回ったのだけれども、削減目標3%、今回は3%というふうになっていますが、削減目標であります3%が達成できなかったと、それにつきましては努力していただいているということで、1万円をお上げをするという、そういう報奨金の内容になっております。

今回、前期分で達成できたのが遊佐小学校さんでありましたが、各学校ともそれなりに、今回夏分は猛暑で大変だったわけですが、取り組んでいただきまして、水道につきましては目標を達成したのは4校あります。ただ、電気のほうがクリアしなかったということで、いただけなかった。それから、電気につきましては2校クリアをしております。ただ、どちらとも基準をクリアしていないともらえないという、そういう足かせがあったものですから、今回遊佐小学校さんだけになってしまったわけですが、ただ今回の取り組みについては非常に子供さん方からは積極的に取り組んでいただいて、その成果は水道につきましては4校がクリアしているということは、それなりに頑張っているのかなと思っていますので、後期分でその分を解消していただく部分もありますし、ただ目標がなぜ達成できなかったか、やはり基準値が今回のように自然現象とか、そういうものであろうか、それとも学校の使用頻度といいますか、体育館の夜間開放していたりしているわけですので、その分の形で20、21年度の部分よりも多くなっていると、それなりに電気料は使っていくという形にもなりますので、その辺は少し事業精査をして、来年度に向けた子供たちの頑張りを受けとめていく体制づくりもひとつ少し考えていかなければならないかなとは思っていますが、その辺非常に環境学習に取り組んでいただいていることについては、非常に感謝を申し上げていきたいということで思っております。

以上です。

委員長（土門治明君） 7番、高橋冠治委員。

7 番（高橋冠治君） 水道をクリアしたのが4校ということで、課長からすれば、水道管理者の立場から言えば痛しかゆしのところもあるのかなと思いますが、やはり子供の小さいころから環境を考えるフィールドを与えて、大人になってもそういうような考え方をもち続けてもらいたいという、やはり非常に子供たち、そして我々にとっていい制度かなというふうに思っております。何せことしの夏はあのような猛暑が続いて、でもその中でもやはりクリアしたというのは、子供たちにもかなりの意識があったのかなというふうに思っております。非常にこういうことは、ずっと続けていついていただきたいというふうに思っております。

電気、それから自然エネルギーといいますと風力もあるだろうし、電気もあります。7号線沿いには風力発電7基今回っておりますが、やはりあそこを通ってみますと、かなりの圧迫感を感じるような気がしておりますが、それもなれば自然からいただくエネルギーでございますので、しっかりして使っていきたいなというふうに思っています。ただ、遊佐町は多分あそこ白木の風力発電の電力からすれば、おおよそ遊佐町の家庭の電気は網羅するのかなというふうに思っています。自然の風力発電で暮らす遊佐町というようなキャッチフレーズもできるのかなというふうに思っていますので。

それから、実は今吹浦小学校には風車、それから高瀬の水車はあれ電気を発電しているわけではないのですが、稲川小学校にはソーラーパネルがありまして、そして校舎で使う電気をそれで賄っているということであります。学校の校舎に入ると、今電気何キロ発電していますよと、そして今何キロ消費していますよというようなパネルがありまして、それを見ながら子供たちは、あっ、天気がいいから、これだとか、そう言いながら見えています。これも一つの環境の教育かなというふうに思っています。ただ、問題は、あそこは売電をしていないのです。だから、できた電気は使うことは使うのですが、特に土日、それから夏休み、そういうときはほとんど、こんなことを言っているのか、捨てているというような感じになります。今こういうようにエコ、節電だとか節水だとかを非常に授業で子供たちにやっていただけているのに、片やそちらのほうでせっかくつくった電気を痛ましいことにそのまま捨てていると。片や、夏休みになると保育園は水遊びします。隣にある藤崎保育園では、保育園が水遊びした後の温水シャワーの灯油を夏分買っているのです。わきで捨てて、わきでまた灯油を買っているというような、こういう状態であります。

前も私、そういうようなことがあって、これはやはり是正しなければいけないのではないかと、何で売電できないのかと。いろんな条件がそろわないため、売電しないのか、どういうことかはよくわかりませんが、今うちを建てるときソーラーをつけると、今1キロ当たりの我々が買う電気の値段って二十五、六円だと思います。そして、売るのは40円ぐらいなのです。これをことし家を建てて、そしてソーラー発電の契約すると、これが5年、10年固定で変わらないのです。そうすると、10年すると大体ペイできますよというようなソーラーのをつける会社の説明であります。その辺を含めて、一体稲川小学校のソーラーから得た電気をどうしてこれから使うのか、稲川小学校の発電した貴重な電気をどのように有効に使っていくのか、その辺お答え願います。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） 今、稲川小学校の自然エネルギー、太陽光、それからその発電の関係でご質問がございました。

状況につきましては、実際発電をして、それが小学校の通常の利用に供されているということでございます。それから、もう一つ太陽熱があったのですけれども、こちらのほうは平成20年に壊れてしましまして、現在稼働していないという状況でございます。太陽光については、休みのときに特段必要な管理の部分はないということなので、ある意味ではつけっ放しというようなことで、使うときには使う、使わないときにはそのままというような状況に置かれておったのかと思います。その一方で、節電、節水ということで、フィフティ・フィフティの取り組みを学校でされているということの中で、一方ではこういう形でそのままにしておるという状況は、なかなか実際取り組んでいる、お願いをしている側からすれば、ちょっと反省が足りないというような部分もあろうかと思います。

どういう形で有効利用が、このことができるのかということについては、今すぐこうだというような状況をすぐ私の段階でちょっとお返事できないのですけれども、一方で先ほど例に出されました藤崎保育園の夏期の夏分の温水シャワーの灯油の利用等々もございますし、果たしてそこら辺も有効な利用可能なのか、少し検討させていただければというふうにして思っております。

委員長（土門治明君） 7番、高橋冠治委員。

7番（高橋冠治君） やはりこういうフィフティ・フィフティの事業をやっている、逆にそういうようなことをやっているということで、まず今これから検討していくという話であります。しっかり検討していただきたいと、前向きに検討しますというのは、意外と前向きに何にもしませんというような話も俗にあるようなこともありますので、こういうことはしっかりしないと、子供たちにあなた、電気もう少し節約しなさいよとか、水道節約しなさいよというのは言えません、これはこういうことをしっかりしないと。ぜひこれはしっかり検討していただいて、是正するようにお願いいたします。

それでは、もう一つだけ。14ページの5目の農地費で、19節小規模土地改良事業補助金という50万円ありますが、これのご説明を。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） ただいまの小規模土地改良事業の関係でご説明を申し上げます。

日向川小規模土地改良事業の中で、蕨岡揚水機場があるわけですが、その中で揚水機に対して亀裂が発生しておりまして、ポンプを稼働すると近くにある田んぼに水が漏れてしまい、ちょっと大変だという要請がありましたので、その分の修繕をしたいという形で出しております。

以上です。

委員長（土門治明君） 7番、高橋冠治委員。

7番（高橋冠治君） この小規模土地改良事業補助金というのは、今回はポンプですが、いろんなたしか事業に充当できると聞きましたが、今までどのような事業に充当したのか、ちょっとお聞きします。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） 遊佐町の小規模土地改良事業補助金交付要綱というようなのがありまして、その中で実施の対象者という形では、土地改良区とかになっております。事業の補助金の事業内訳いたしましては、かんがい排水事業に対しましては約100分の40、それから今回補正をお願いしています

排水対策特別事業につきましても、農業用水の施設の新設とか改良申請に対しまして、100分の50というような形で手続等を行っている部分であります。

以上です。

委員長（土門治明君） 7番、高橋冠治委員。

7番（高橋冠治君） それらの事業に充当できると、100分の40、100分の50、少々の違いはありますが、まずはそういう、なかなかこういう事業に充当する予算が余りないので、こういうことをしていただくと、土地改良もそうなのですが、我々は非常にありがたいかなというふうに思っています。

ちょっと話はかわりますが、後から請願でT P Pの話も出ますが、やはり今農地を、非耕作地といえますか、それが非常にふえています。T P Pのこれが始まると、それがますますふえるのかなという話もありますが、今農業委員会の中では耕作くんということで、しょうちゅうづくりを一生懸命やっています。昨年はちょっと原料が少し不作なので、五百数本でしたかでありましたけれども、農業委員会として非耕作地のこれからの利活用といえますか、しょうちゅうもつくっておりますので、思いと、それからしょうちゅうへの夢も含めて、せっかく会長初めてでありますので、お聞きしたいと思います。

委員長（土門治明君） 阿部農業委員会会長。

農業委員会会長（阿部一彰君） 大変ありがとうございます。

初めて私もここで答弁をさせていただきますが、耕作放棄地問題は、もちろんT P Pの問題は農業委員会としても断固反対という立場を表明しておりますし、農業関係の団体と協調しながら反対の立場を貫いていこうと思っております。

耕作放棄地の問題に関しましては、年々ふえておるわけですが、なかなかいわゆる就農年齢の高齢化に伴って、やはり適地、いわゆるいい土地は耕作しながらも、やっぱり少し不便になると手をかけなくなってしまうというのが現状のようです。田んぼのほうはまずほとんどないということですが、畑が山林化しているというのは現実の問題であります。

それから、今言われましたしょうちゅうの耕作くんのことですが、ほんの一部で、耕作放棄地の解消にまでは今のところはいかないかもしれませんが、これから皆さんから一生懸命飲んでいただいて、それから宣伝していただいて、遊佐のブランドとして全国に発信できるようになれば、稲が何ヘクタールも植えられるようになれば、ひょっとしたら耕作放棄地の解消の一助になるのかとは思いますが。それから、去年は五百六十何本だっけかでしたけれども、ことしは今のところ、まず3月になると思いますが、2,000本の予定で今つくっていただいている最中でございます。

以上です。

委員長（土門治明君） 7番、高橋冠治委員。

7番（高橋冠治君） ことしは2,000本という目標であります。ここにおられる皆さんも農業委員会委員長も、消費能力はかなりあるというように思っておりますので、ぜひ我々も少しのお手伝いにしかないかもしれませんが、本当はきょうあればきょうも消費できたのにとは思いますが、一生懸命農業委員会として、いろんな意味でこれから頑張っていただきたいと思いますし、私の質問を終わります。

委員長（土門治明君） これで7番、高橋冠治委員の質問は終了いたします。

3番、高橋透委員。

3 番（高橋 透君） では、私のほうからも一番人気の教育委員会のほうに1問だけ質問させていただきます。

18ページの図書館費ですけれども、18節備品購入費、大体大まかなところ、大きなところは先ほどから質問があってわかりましたけれども、この図書の購入費というか、そこら辺はどのくらいの額なのか、その辺のところをちょっとお聞きします。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 今回の補正に計上したものの中には、いわゆる図書購入費は含まれておりません。ちょっと昨年の決算を見てみないと、正確な数字ちょっと思い出せませんので、図書購入費ちょっと確認をさせていただければと思いますが。昨年実績については、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが。

（何事か声あり）

教育課長（菅原 聡君） 付記説明の中に図書という文字があるという、その中身ということでございましょうか。

ご説明申し上げましたとおり、ヒートポンプの購入と先ほどのテレビと、その購入ということで、今説明申し上げました図書の購入は含まれておりませんでしたので、説明の中身がちょっとチェックミス、今私も気がつきましたけれども、そういうことでございます。

（「私が補足します」の声あり）

委員長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） これは図書関係の備品ということで、テレビが、点のつけ方で、図書備品という意味ですので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（土門治明君） 3番、高橋透委員。

3 番（高橋 透君） ということは、今回の補正では図書購入費というのは含まれていないというお話です。私、1年くらい前でしたか、一般質問で図書館の図書の購入費に関してちょっと質問したのですけれども、図書、本に関してはかなり充実しているというふうに思います。ただ、DVD、そちらのほうは、ビデオも若干あるのですけれども、これからはやはりDVDの時代ですので、DVDがちょっと少ないのではないかとということでお話ししたのですけれども、この間ちょっと図書館に行って、DVD少しはふえたかなというふうにちょっと見てみたら、全然ふえていないという状況でしたので、そのDVDに関してふえないというか、そういうふやすというような計画はないのかどうか、その辺のところを少しお聞きします。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育課長（菅原 聡君） 図書購入費の中の本だけでなく、DVDの購入もというようなお話であったかと思います。

図書館の役割の中で情報発信というようなことで、皆さんの知的要求にこたえるというような役割が当然あるかと思います。その際に、本だけではなくて、最近の情報社会の中ではDVD、あるいは映像的な情報も提供することについては重要なものがあるというふうにして思われます。昨年の決算でいきますと、199万8,355円、いわゆる200万円の予算の中で年間の図書購入費に、あるいはDVDも含

めて予算化をされていて、少ない予算の中でいろんな図書を買ったり、DVDを買ったりというようなことで、なかなか限られた予算の中で、その価格も含めて、十分DVDの部分については対応できていないという状況があるかと思います。昨年、決算のときにもお話をしましたが、児童向けのDVDを中心にしながら、例えば「おくりびと」のDVDをそろえたとかというような中身で、そんなに多くの種類のDVDを購入してそろえたという実績、昨年度もございませんでした。なので、予算との相談ということになりますけれども、ことしもどのような形で予算がそこに割り当てられるかを見きわめながら、少し検討させていただきたいと思います。

委員長（土門治明君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋 透君） 新しい新作のビデオは、やはり三千幾らから4,000円ということで高額です。しかし、著作権の切れたやつという、いわゆる子供を主人公にしたような名作映画とか、あとはディズニーのアニメ、そういうやつがある程度低価で今販売しておりますので、その辺のところを子供を対象に見せてあげたいなというふうに思いますので、その辺のところを少し考えていただければと思って、私の質問終わります。

委員長（土門治明君） これで3番、高橋透委員の質問は終了いたします。

12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 時間がもう少しあるようですので、私からも1つだけ質問させていただきます。

13ページの児童福祉施設費で、委託料77万4,000円、放課後児童クラブ事業委託料とあります。この件についてちょっと説明お願いいたします。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） いわゆる学童保育の関係になるわけでございますが、現在4月からこの放課後児童クラブというふうなことで運営されているところは、町から遊佐幼稚園のほうに委託をしているぽっかぽかクラブ、これが1つございます。春先ぐらいからずっといろんな打ち合わせなり、あるいは協議なりをしてきたところとしてもう一団体、小松地区の遊ぶ塾さんというのがございます。県も含めて、この放課後児童クラブという枠組みの中で対象として補助対象になっていくのかどうかと、こんな相談協議をずっとこの間してまいりましたけれども、ようやく県のほうから一定の要件を満たせばというふうなことで、その補助対象の中に組み込めるということが可能となりましたので、金額的には既に実施されている遊佐幼稚園さんのほうの77万4,000円の委託料と同額の77万4,000円を遊ぶ塾さんを対象にして委託をしていくと、こういうふうな中身になります。なお、県のほうも4月に遡及をして認めるというふうな予定になっておりますので、町としましても4月に遡及をしてという考え方に立っております。

以上であります。

委員長（土門治明君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 今のこれは共稼ぎがやっぱり、私一般質問で雇用の場が少ないということではあったんですが、現実には生活やっていくことになれば、若い夫婦は共稼ぎをしないとやはり厳しい世の中になっています。そういうことからすると、やっぱり福祉関係が多いのですが、手取り10万円あるか

ないかぐらいでもやはり女性の方も働いているわけでありまして、時間的には不定期な人もいれば定時の方もおると思いますが、つい最近子供の火災で兄弟が2人死んだ、3人が死んだという事件がたびたび新聞で見受けられます。そういうようなことを考えると、やはり小さい子供だけの留守というのは、かなりこれからは町としても重要な課題として取り上げていかなければならないのではないかなと、私は常々こう考えております。そういうことからして、やっぱり安心して働くということになると、保育園、幼稚園に入っている子供はそれで結構なのですが、小学校に入った、そういう子供がいるということで、幼稚園なんかは遊佐の場合は2時、3時で解放される子供がかなり多いようですので、その低学年の子供と幼稚園児の留守というのは結構あるのではないかなと察せられますので、そういうことからすると、今の金額で大体希望者は間に合っているのかどうなのかということをお尋ねいたします。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 希望者の例えばアンケート調査みたいなものを実施して、その人数を把握したことはございませんので、正確なところは申し上げられませんが、要望等々、座談会等を含めていろいろ声を聞きますと、2つ目の放課後児童クラブ、そして吹浦公民館のほうで放課後子ども教室というふうなことで実施されておりますけれども、需要というか要望としては、やはりめどとして各地区1つずつぐらい、このぐらいは当然要望としてはあるのではないかと、こんな思いをしているところでございます。

委員長（土門治明君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） この行政で負担するお金で、また個人負担は1人、時間給なのか月なのかはわかりませんが、その辺はいかがですか。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 今のお話は、いわゆる保護者が例えば遊ぶ塾さんに支払うお金という意味合いでございましょうか。ちょっとそこまで詳細は把握しておりませんが、この77万4,000円にそうした保護者の負担額が幾らかというようなことが反映されるというような中身ではございません。これは、あくまでも県がこの放課後児童クラブを運営する団体に対して補助をしていくというときの補助基準額という額でございます。

委員長（土門治明君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） ちょっとこれ関連させていただきますが、今大都市では、託児という感じの子供を預かっていただきたいという比率が150から170%ぐらい、その年によってはあるようです。それで、子ども手当というような、ちょこっと絡みますが、そんなそれは余り要らなくて、預かってもらえればそのほうがいいのだというようなのが都会、大都市。また、地方になると、幼稚園、保育園、保育園はいっぱいになっているわけで、幼稚園のほうはあいてきているような状況が相当見受けられるようです。地方に来れば、やはり生活も地方が経済が悪いので、いや、子ども手当もらったほうがいいのかというのと今二分しているようです。

そのようなことから考えると、それはまた別として、やはりどうしても余り親の手はかからないのだけれども、では留守の時間をどうするかというような悩みがやっぱり各家庭にあると思います。それで、これからもやっぱりそういう面も、少子化を解消するにはいろんなそういうカバー、ケアというの

ですか、そういう面がやっぱり大事になってくるのだと思います。そういうことで、やっぱりこれから、先ほども申しましたが、子供が自宅さ帰るまではちゃんと安全で生活できているという、そういうのが一番、あとはもう学問なんて教えてもらうとか、それはまたその子の、その家庭のまた別の考えだと思しますので、まずそういう子供の安全を最優先するためには、ちゃんと安心して働ける環境の中であられるよう、やっぱりこれも一つの大きな課題だと思いますので、今後ともひとつよろしく願い申し上げまして、これで終わります。ありがとうございました。

委員長（土門治明君）　これで12番、那須良太委員の質問は終了いたします。

4 番、赤塚英一委員。

4 番（赤塚英一君）　本日の審議時間、私が初日におおむね3時までとお願いしましたので、少しの間でございますけれども、1点だけお聞きしたいと思います。

総務課長のほうに1点だけお聞きしたいと思います。今回、予算のほうでいろいろと道路の整備だったり、災害復旧だったり、いろんな工事等、また出ているようでございます。これはほとんどが入札での工事だと思います。この辺でちょっと1点お聞きしたいのですけれども、現在遊佐町の落札率、この辺の状況のほうを簡単にお願いいたします。

委員長（土門治明君）　本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君）　お答えを申し上げます。

今現在落札率、今年度については途中の経過ということになるかと思いますが、最終的には、年度決算におきましてご報告をさせていただくことになるかと思いますが、なお、今現在、11月の5日現在でまとめた資料で申し上げますと、22年度の工事発注件数39件でございます。それぞれ2,000万円以上13件、250万円から2,000万円までが23件、130万円から250万円までが3件というような内訳になってございますが、全体の落札率を出しますと、予定価格に対しまして96.63%でございます。なお、対工事設計価格と比較いたしますと、91.18%という数字になってございます。

委員長（土門治明君）　4 番、赤塚英一委員。

4 番（赤塚英一君）　委員長も大分お疲れかと思っておりますけれども、もう少々我慢していただければと思います。

落札率90%を超えていると、96.63%ということでございます。私、これがどうなのかという判断基準というのは非常に厳しいかと思うのですけれども、他の市町村、県内で結構なのですから、比較しておおよそどんな感じなのでしょうか。その辺は把握しているでしょうか、お願いいたします。

委員長（土門治明君）　本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君）　今現在把握といいますか、近隣のもので持ち合わせている資料につきましては、21年度の資料になります。21年度の結果を申し上げますと、21年度で遊佐町の場合は92.39%でございました。それに対しまして、21年度の近隣の市町ということで酒田市を見ますと94.4%、庄内町では93.0%という数値を伺ってございます。

委員長（土門治明君）　4 番、赤塚英一委員。

4 番（赤塚英一君）　年間通してでならせば、大体こんなものなのかなというところかと思えます。一部では、ほぼ大都市圏の話になると思うのですけれども、やっぱり市民オンブズマンという方が非常

に90%を超えると騒ぎ出すというような状況も多々新聞等で見ることもあります。90%以下が必ずいいとは私も思いませんし、昨今の経済状況を見れば、パーセンテージが非常に高くなっても、その分町の業者さんにしっかり頑張っていただいて、経済を下支えしていただければいいかなと思っております。ただ、やはり入札、公金でございます。適切な入札が執行されるように、これからも財政のほうを厳しく見ていただきながら、経済にブレーキがかからないような形で運営していただければなと思ひまして、間もなく時間でございますので、この後の手続等を含めましてとちょうど3時で終わるかなと思ひますので、こちら辺で終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

委員長（土門治明君）　これで4番、赤塚英一委員の質問は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（土門治明君）　ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（土門治明君）　ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第73号　平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）、議第74号　平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第75号　平成22年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第76号　平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第77号　平成22年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5議案についてこれを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門治明君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まり願ひます。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後2時54分）

休

憩

委員長（土門治明君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時29分）

委員長（土門治明君）　報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

金野議会事務局長。

局長（金野周悦君）　報告書案文を朗読。

委員長（土門治明君）　本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門治明君）　　ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後３時３１分）

遊佐町議会委員会条例第２７条の規定により、ここに署名し提出します。

平成２２年１２月１０日

遊佐町議会議長　高　　橋　　信　　幸　　殿

補正予算審査特別委員会委員長　土　　門　　治　　明